

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 26 日)
(第 3 号)

第 3 号
2 月 26 日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第3号

○平成30年2月26日（月曜日）

議事日程（第3号）

平成30年2月26日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第80号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第80号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚

8	番	野	村	保	夫
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大久保		孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人

37	番	日 沖	正 信
38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
40	番	三 谷	哲 央
(27	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	榭 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
-----	-----	-----

副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	福 永 和 伸
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	城 本 曉
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	岡 本 直 之
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫

監査委員事務局長 水 島 徹

人事委員会委員 戸 神 範 雄
人事委員会事務局長 山 口 武 美

選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

労働委員会事務局長 永 田 慎 吾

午前10時1分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第35号から議案第38号まで、議案第56号及び議案第57号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います

次に、2月19日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

人委第 155 号
平成30年 2 月 21日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見につ
いて

平成30年 2 月 19日付け三議第257号で求められました下記の議案に対する本
委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第35号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する
条例案

別 紙 1

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財
政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

本委員会は昨年 2 月の特例条例案に対する意見及び10月の人事委員会報告に
おいて、このような給与の減額措置を行うことに対し遺憾の意を表明し、給与

勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を望んできました。

今回管理職員に対する給料の月額減額措置期間を延長することは、今までにない厳しい財政状況を踏まえての管理職員に限定した特例的な措置であると受けとめますが、本来の姿ではありません。

本委員会としては、勤勉手当も含めた給与の減額措置が早期に解消され、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望みます。

別 紙 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が平成29年10月11日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 3

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に従事した場合等の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員
の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員
会の意見

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の
退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、民間における退職給付及
び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行う
ものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 45	<p>(件 名) 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求 める意見書の提出について</p> <p>(要 旨) 一、2017年7月7日に国連で採決された「核兵器 禁止条約」に日本政府として早急に署名し、批准 することを求める意見書を国に提出すること</p> <p>(理 由) 国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核 兵器禁止条約の採決は、国連で122カ国の賛成で 採決され、すでに56カ国が署名し、5カ国が批准 した。批准国が50カ国に達すれば条約は90日後に 成立する。 同条約の採決は長年の被爆者の悲願である核< 廃絶>ではないものの全面的なく禁止>が実った ものであり、人類史的な快挙として歓迎すべき ことである。また、核廃絶を訴える国際NGOのICAN (核兵器廃絶国際キャンペーン)がノーベル平和</p>	<p>津市乙部14-18 ヒバクシャ国際署名 をすすめる三重県民 の会 代表者 田中 茂二郎 (紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	30年・2月

	<p>賞を受賞したことにも見られるように、核兵器のない世界を望む国内外の世論はいま大きく高まっている。</p> <p>しかし日本政府はこの会議に欠席し、条約に署名していないため、被爆者をはじめ世界中の心ある人たちからの批判を受けており、国際的孤立を深めつつある。</p> <p>国内では岩手県を初めとして全国173の県、市町村議会において政府への核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書、決議があがっている（1月25日現在）。また、世界162カ国7,536都市が加盟している平和首長会議は2017年8月の第9回総会で「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決した。</p> <p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射訓練や核実験、トランプ大統領による力づくの制裁発言や「核態勢の見直し（NPR）」という新たな核軍拡戦略の発表は、東アジア情勢の緊張をいっそう高めている。それだけに唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加し、平和のイニシアチブを発揮することが強く求められているところである。</p> <p>以上の趣旨でここに請願するものである。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 46	<p>(件名) 国民健康保険の一元化において、県民生活に配慮しながら、持続可能な国民健康保険制度を設計運営していくことを求めることについて</p> <p>(要旨) 一、市町で実施している一般会計からの法定外繰入金や減免基準を尊重すること 一、医療費水準の格差が縮まらない状態では医療費指数反映係数をゼロにしないこと 一、国民健康保険財政県一元化による保険料水準が過度に重くならないようにすること</p> <p>(理由) 国民健康保険は2018年4月から「財政運営の責任を負う主体は都道府県」としつつ、「運営に関</p>	<p>津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚</p>	30年・2月

<p>する業務は都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」都道府県単位化に移行される。</p> <p>国民健康保険制度は社会保障として、国民皆保険制度の根幹から支え、長きにわたり地域医療の確保と地域住民の健康の保持、増進に貢献してきた制度であるが、新たな運営のもとで保険料や国保運営等について、国保加入者、県民は大きな関心を寄せている。</p> <p>また国民健康保険料は、ほかの税、社会保険料よりも高額となっており、国保加入者の暮らしやいのちに不安を与えるものとなっている。</p> <p>三重県も認めているように、国保加入者は高齢者や低所得者の割合が高く、構造上、厳しい財政運営にならざるを得ない状況にある。だからこそ国庫負担・公費の増額が必要である。</p> <p>すでに三重県の市町の国保保険料は、東京都23区をはじめとした大都市圏よりも高い保険料となっており、滞納世帯の割合が高い県となっている。</p> <p>国民健康保険法第1条に規定されているように「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」との精神に基づいて、国民健康保険が持続可能な制度として運営されながらも、被保険者の負担が過度に重くならないような制度にするよう請願する。</p>		
---	--	--

代 表 質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇・拍手〕

○41番（中村進一） おはようございます。新政みえ伊勢市選出の中村進一であります。新政みえを代表いたしまして質問をさせていただきます。

冒頭に、去年の台風第21号、第22号で多くの方々被災されました。県内各地で土砂災害も起きました。伊勢市と隣の玉城町では、床上浸水などの被害が多く発生し、残念なことにお二人の方が命を失いました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げた

いと思います。

これまで県をはじめ、ボランティアの皆さんの御支援で何とか復興しつつあり、御支援をいただいた皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、地元のことが続いて恐縮なんですけど、今年に入って伊勢の老舗商店街であります高柳商店街で7棟が焼けるという大きな火災がありました。この商店街は、夏の風物詩であります高柳の夜店として知られております。大正2年にこの夜店が始まっているんですが、途中、伊勢の大空襲で焼けてしまって4年間空白がありますが、何と101年間続けてこの夜店があるわけがあります。強風の中、地域に避難命令が出るなど、大火災になるのではないかと心配されましたけれども、何とか消火することができました。

私も事務所が近いので駆けつけたわけではありますが、4時間に及ぶ消火活動を続けられた消防士、消防団の姿を目の当たりにしまして、本当に感動をいたしました。改めて、火災の恐ろしさと火災に対する備えの重要性を感じたところであります。

今、商店街の皆さんは火災には負けず、今年も6月1日から始まる102回目となる夜店を絶対に絶やさず、何としても成功させるという強い決意を持って頑張っておられます。

後片づけにたくさんのボランティアの方が来てくださいました。そして、また地元企業の応援もありました。中には、地元の小学生が親御さんと一緒に、今年も夜店を続けてくださいと手紙とカンパを寄せていただいたと、責任者の方は本当に涙ぐんでそのお話をしてくださいました。

当面は火災保険などで対応されるようでございますけれども、今後の商店街の再建、そしてまた被災者の支援など、ぜひ県当局といたしましても御支援をよろしくお願ひしたい、そのように思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、新年度予算編成に当たって知事の思いでございます。

昨年12月22日に決定されました政府予算は、一般歳出総額が97兆7000億円、

6年連続で過去最大の予算となっております。中身を見ますと、やはり社会保障関係費は高齢化、そして少子化対策で33兆円弱、1.5%増えてきております。そしてまた、額にして5000億円弱の増でこれも過去最高を記録しております。

防衛費も5兆1911億円と6年連続で増えておりまして、4年連続で過去最大の予算額を更新中であります。

一方で、地方交付税は、地方税の増加を反映いたしまして15兆5150億円と前年比0.3%の減となっております。国債費も23兆3020億円と1%の減となっております。

これから少子高齢化への対応、あるいは人づくり革命など恒常的な歳出需要の増加、あるいは道路橋梁など社会インフラの維持更新の急増が見込まれてまいります。

しかし、国の財政健全化に向けた動きというのはなかなか見えてこない。

そんな状況の中ですが、地方財政への影響、これも心配されるところであります。

県は、今年も厳しい財政状況の中で平成30年度予算を編成いたしました。県債管理基金への積み立てを見送りました。そしてまた、企業庁からの借入金の返済期間を延長して、平成30年度の返済を15億円から1億円に変更するなど、随分苦労したと見受けられます。

しかし、待ったなしの時代背景もあります。団塊世代が75歳に達する2025年の超高齢社会を見据えてどのような考え方を取り入れられているのか、そしてまた今後めじろ押しが見込まれます老朽化する道路橋梁など社会インフラ費用の増大に備えてどう対応されていくのか、予算編成に当たって知事の御所見をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2025年の超高齢社会や社会インフラ費用の増大等に備えての平成30年度当初予算編成における私の思いということで、答弁させていただきます。

平成30年度当初予算は、安心なくして希望なしという考えのもと、防災・減災対策や子どもたちの未来のための取組、スポーツの推進など安全・安心の確保や未来を切り開くための攻めの取組に重点を置いて編成しました。

そして今、議員からもありましたとおり、まさに待ったなしの課題である超高齢社会や社会インフラ費用の増大への備えは、まさに安心の観点からも大変重要な課題と認識しており、中長期的な視点に立って取り組んでいく必要があると考えています。

まず、超高齢社会への対応については、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降に向け、誰もが住みなれた地域で質の高い医療、介護サービスを受けることができる体制を構築することが必要です。

平成30年度からは医療保健部を中心とした新たな体制のもとで、新たにスタートする三重県医療計画及びみえ高齢者元気・かがやきプランに基づき、医療と介護の一層の連携を図りながら、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの一層の推進に向けた取組を着実に推進してまいります。

平成30年度の具体的な取組としましては、一志病院を中心とした保健、医療、福祉、介護の多職種連携の取組の成果を活用し、中山間地域などの医療、介護等のサービスが十分に確保できない地域を抱える市町の人材育成を支援します。

このほか、介護人材の確保に向け、三重県が全国に先駆けて導入した介護助手の導入、定着に向けた支援を実施するとともに、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりなどに取り組みます。

また、平成30年度は、地域包括ケアシステムが全市町で本格スタートすることに鑑み、在宅医療関係予算については前年度から増額しています。県民の皆さんが安心して暮らせる社会の実現に向けて、関係団体や市町と連携しながら、これらの事業を着実に進めてまいります。

社会インフラは、県民の皆さんの安全・安心を確保し、三重県が発展する

上で不可欠なものであり、財政状況が厳しい中においても、みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、適切に維持管理を行う必要があります。こうした点を踏まえ、平成30年度当初予算では、公共事業について、防災・減災対策など喫緊の課題に対応するため、前年度を上回る事業規模、対前年度比106%を確保しており、その中でも、道路施設などの県単維持については、対前年度比122%としています。

また、交通安全施設についても、摩耗した全ての横断歩道の塗りかえや一時停止等、道路標示の塗りかえに注力するとともに、故障時の修繕が困難な全ての信号制御機を更新する予定です。加えて、今後の維持管理費の抑制と県民サービスの向上の両面から、県有施設について、廃止、統合や民間活力の導入など、必要な見直しを進めてまいります。

極めて厳しい財政状況の中ではありますが、県民の皆さんが将来に夢や希望を持てるよう、未来志向で取り組んでいくことが重要です。これまでの成果や課題を踏まえ、県の取組が未来につながるよう、幸福実感日本一の三重の実現に向け全力で取り組んでまいります。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） いろいろと説明をいただきました。答弁いただきました。

一志病院をこれから特徴を生かしていただくという話、そしてまた市町では、なかなか人材が厳しい状況の中で、それも支援をしていただく。また、介護助手の制度ということで、これも生かしていただく。そしてまた、これから介護事業所なんかもしっかり応援をしていただくということで、福祉部門について、特に高齢社会について頑張っていただくということはわかりました。

どうしても未来の子どもに向けての部分の表現が非常に多くありましたので、ちょっと気になったんですが、その辺がこれからチェックをさせていただきたいというふうに思いますし、それからまた社会インフラですね。議員からもいろいろと道路の表示だとかいろんなことを言っておりましたけれども、私どもそれを訴えてまいりましたけれども、あわせて防災・減災をしっか

りしていただくということでございます。

ただ、気になりますのは、非常に厳しい予算の中ですので、どこまでそれがいけるのか、今おっしゃった部分がこれから本当にきちっと一つ一つがされていくのかどうか、これまた我々としてしっかりとチェックをしてみたいというふうに考えております。

未来思考の答弁であったというふうに思いますので、またこれから我々、一緒に考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次に移らせていただきます。やっぱり、とはいっても、それをやっ払いこうと思いますと、財政再建、どうしていくのかということだと思います。

まさに人件費とか、あるいは社会保障費とか公債費、いわゆる義務的経費と言われておりますが、これが随分膨らんできているというのは事実だというふうに思います。県税とか、あるいは国からの交付金に対する義務的経費の割合を示す経常収支比率が99.8%と、そんな説明も聞いております。これは、なかなか自由度が低くなってきているということだと思います。

こういった財政の硬直化が続いてきますが、これを受けて、新政みえから収入確保していかないかやないかということで、具体的にいろいろ提言されているわけでありますが、クラウドファンディングの実行、充実、そしてまたSIB、いわゆるソーシャル・インパクト・ボンドの研究、導入、こういったもの、多面的な形での収入確保を提案させていただいているんですが、クラウドファンディングというのはどんなことかといいますと、こんなサービスをしたいとか、あるいは世の中の問題を解決したいといったアイデア、プロジェクト、こういったことを持つ、県なら県の起案者がインターネットを通じて世の中に資金を募ると言われております。

また、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンドは、民間資本を活用した官民連携による社会問題解決の仕組みということでございます。

クラウドファンディングにつきましては、知事も提案説明で活用に努めら

れると述べられました。そして、また今後新たな財源を求めていくことにつきまして御所見をお願いしたいというふうに思いますし、このSIBにつきましては、私どもの小島議員が前に質問させてもらったときに、研究をしていくんだということを言われておりますが、これも触れていただければというふうに思います。

そしてまた、国に対して、やはり三重県財政が膨らむというか、硬直化を防ぐには、やっぱり国からの地方財政計画の規模、これを拡大していくことが大事ななというふうに思うんですが、こういった国に対して全国知事会等と連携して何らかの動きをされているのかどうなのか、一般財源総額の水準を上げていく、そんな動きが大事ななというふうに思うんですが、その辺についての御所見をお願いしたいと思います。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問あったうちのクラウドファンディングなどの多様な財源確保については、後に総務部長から答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、地方財政の安定化に向けて国に対して地方一般財源総額の確保を提言する必要があるのではないかという点について、答弁させていただきます。

平成30年度の地方財政対策では、歳出特別枠が廃止される一方で、社会保障関係費や公共施設等の適正管理のための事業費の増や、まち・ひと・しごと創生事業費などの歳出が計上された結果、地方一般財源総額について、前年度をわずかに上回る62.1兆円が確保されました。また、概算要求時点で懸念されていた地方交付税の減額と臨時財政対策債の増額が抑制されており、地方の強い要望に一定応えていただいたものと評価しています。

今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方創生・人口減少対策や防災減災対策、公共施設等の維持管理などを進めていくためには、国においても地方一般財源総額を確保していただくことが不可欠です。これまで毎年、国に対する提言活動において一般財源の確保を盛り込んでい

であります。さらに平成30年度は、国において今後の地方一般財源総額の水準に関する議論が本格的になされる年でもあることから、全国知事会などとも連携しながら、引き続き、しっかりと国に対して提言を行ってまいります。

この地方交付税での一般財源総額の確保とか増加というようなことも提言していくんですけども、制度を変えることで地方の一般財源の使う余地が増えるというようなものもあるのではないかと、そういうのを提言したいと思います。

例えば、一般財源が投入される河川の堆積土砂の撤去、これなんか今、一般財源が現ナマで出ているわけですけども、これはこの河川の堆積土砂を撤去することで流下能力が高まり、堤防にかかる負荷が低減されるので、堤防の長寿命化、延命化につながるということは、県債などを活用して計画的に事業を実施していくことができるような案件ではないかというようなことも提言させていただき、その分、そうすると一般財源に余裕が出てきますので、一般財源を使うようなところに回していくというような制度面のことも含めて、いろんなあらゆる知恵を出しながら提言などもしていきたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 当初予算でのクラウドファンディング等、多様な財源確保についてお答えをいたします。

本県の財政状況は、歳入面では、これまで一般財源収入として活用してきた臨時収入が大幅に減少していることに加え、歳出面において、社会保障関係経費が医療、介護等の自然増に伴い増加するとともに、公債費についても今後の県債償還のピークに向けて増加傾向にあるなど、財政の硬直化が進み、非常に財政運営の自由度が急速に失われておるところではあります。

このため、県として平成31年度までの間に集中的に取り組む方策を三重県財政の健全化に向けた集中取組として取りまとめ、経常的支出を段階的に引き下げていくことなど、歳出構造の抜本的見直しに取り組むとともに、より一層の歳入確保に努めることとしています。

このうち、歳入確保の取組として、御質問のありましたクラウドファンディングですけれども、平成30年度当初予算では、新たに7事業においてクラウドファンディングを活用することとし、合計約1100万円の寄附金を計上しているところであります。

加えて、歩道橋や都市公園についてもネーミングライツを導入するとともに、広告収入の増加に向けて対象箇所や手法の拡大を図る予定としております。これまで以上に多様な財源確保に努めていきたいというふうに思っております。

こうした取組も含め、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づいて歳入、歳出の両面でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 答弁いただきました。

総務部長、今の話で様々な多面的な収入確保に御努力いただいているということ、それからまた集中取組で頑張っておられるということがわかりましたが、このS I B、いわゆるソーシャル・インパクト・ボンド、こういったことも含めてということによろしいのでしょうか。

○総務部長（嶋田宜浩） S I Bですけれども、国内では社会的要望だとか認知症予防等の分野で先行して導入した事例があることから、健康福祉部において他県等の情報収集を行っております。

S I Bについて、あらかじめ行政コストの削減がどのくらい見込まれるのか算定するのが困難であることだとか、また行政コストの削減の成果をどのように評価指標で把握するかなどの課題があるため、引き続き情報収集に努めているというふうに聞いておるところでございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） これから研究をしていただきたいというふうに思いますし、知事のほうから制度を変えるなり、新しい知恵を含めて提言していかれるということでございますので、ぜひまた他の県の知事とも連携をとって

ただきまして、地方をやはり守っていく、地方の財源を安定していくんだという視点で、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、次のテーマに移らせていただきます。

次は、県民のセーフティネットを守る視点から貧困、防災、離島、平和について、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思います。

まずは生活困窮者、あるいは子どもの貧困対策についてまずお伺いをいたします。

知事は、先ほどもお話が出ましたけども、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の基本理念で幸福実感日本一の三重を実現するといつも述べておられます。私もそうなればよいというふうに思っております。

しかし、現実には格差社会がどんどんと進行していきます。そして、また働いてたんやけども生活が立ち行かない、そして無年金、低年金の高齢者、あるいは多様な課題を抱えている生活困窮者が増えてきている。

このような状況を受けて、国はこういった課題にストップをかけようというところで、生活保護になる前に自立に向けた支援はできないものかということで、平成25年12月に生活困窮者自立支援法を制定したわけでありまして。平成27年4月に施行されました。この課題につきましては、法律ができた当初から稲森議員や三谷議員などたくさんの議員が県のかかわり方について質問、提言をしてきたところであります。

今年生活困窮者自立支援法ができて3年たとうとしております。

しかし、なかなか貧困の現状が浮かび上がってこない。私はそんなこともありましたので、相談にかかわっておられる社会福祉協議会のほうへお邪魔させていただきました。お話も聞かせていただきましたが、相談業務の現場は、大変厳しい環境に置かれている県民が多いことを把握しておりました。

相談の中身というのは、昨日のニュースで出てましたね。39歳まででひきこもりが全国で54万人と言われております。あるいはまた、お金をなかなか計画的に使えないという家計の相談だとか、住居の確保、就労、さらにはいわゆるごみ屋敷状態、こういったものの対策に奔走しているのが現場だとい

うふうに聞かせていただきました。

その原因を整理していきますと、やっぱりネットワークがずたずたになっている。家族のネット、地域のネット、雇用のネット、社会保障のネットからも漏れた労働者、孤立した生活困窮者が浮かび上がってくるんですね。

貧困の世代が継承されて、そしてまた再生産されていく、そんな状況でございます。

現場からは、やはり様々な機関との連携なくして、これは解決できない、あるいは貧困の連鎖を断ち切る必要がある、こういう声も聞こえてまいります。

三重県議会も、子どもの貧困対策調査特別委員会から提言もさせていただきました。

そして、また昨年10月には、子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書も可決をしたところでございます。

今、法律ができて3年目に入って現状は一体どうなっているのか、そして貧困の連鎖を断ち切ることに對する政策はどうなっているのか、県はどんな役割をするのか、その視点についてお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 生活困窮者自立支援法に基づいての県の対応、またその貧困の連鎖を断ち切るために、子どもたちにどのような対策を進めているのかということであります。

高齢化や、地域や家庭でのつながりの希薄化を背景に、社会的に孤立し、生活困窮に陥るというリスクが顕在化する中で、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階において、福祉事務所設置自治体が早期に相談、支援を行うことで、生活困窮状態からの脱却を目指す制度が創設されました。

県では、法が施行された平成27年度から、県福祉事務所が担当する郡部を対象に、実施が必須とされている包括的な相談支援や住居確保給付金の支給に加えて、就労準備支援、家計相談支援等の実施が任意とされている事業も

全て実施し、生活困窮者の包括的な支援に取り組んでいるところであります。

なお、任意事業を全て実施しているのは三重県を含めて11都府県のみです。

また、福祉事務所設置自治体として事業を実施する14市と多気町に対しては、制度運用に際しての必要な助言や情報提供等を行うとともに、生活困窮者の相談支援に当たる相談支援員等への研修会の実施等により人材育成を行うなど、県内全体での体制構築と支援の質の向上にも取り組んでいるところであります。

さらに、生活困窮家庭の支援においては、大人のみならず子どもたちへの対策も行い、子どもたちの将来に貧困を持ち越さないことが重要です。

県では、県福祉事務所所管地域において、生活保護世帯や生活困窮家庭の子どもたちを対象とした学習支援事業に取り組むとともに、県内のどの地域でも学習支援が受けられるよう、事業未実施の市町に対して、県内の取組事例の情報提供を行うなど事業実施に向けた働きかけを行っています。

また、県福祉事務所所管地域において、支援の対象をこれまで中学生としていましたが、平成30年度からは、新たに高等学校を中退した人を含む高校生世代にも拡充して、学習支援や進路相談などに取り組むことで、生活困窮家庭の子どもたちへの支援を強化し、貧困の連鎖の防止を一層図ってまいります。

生活困窮家庭は複合的な課題を有しているケースも多く、その支援に当たっては、関係機関が連携して早期に対象者を相談窓口につなげ、寄り添いながら支援していくことが重要であると考えています。

今後各市町をはじめ関係機関との連携をより一層密にし、生活困窮家庭が早期にそれぞれの状況に応じた支援が受けられるよう取組を進めてまいります。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 答弁をいただきました。

実は今、こういった本当に大変な状況のところへ入っていくのが市町の方々、そしてまたそこから委託を受けた、いわゆる社会福祉協議会の職員さ

んなんです。本当に現場、大苦戦をしているわけでありますけれども、そういった中で県の得意とするところは、やっぱりそういった皆さん方のところへ行く人材づくりだというふうに思います。

そしてまた、なかなか市とか県とか国とか、あるいは警察とかいろんな支援する団体があるわけですが、そういったところへのネットワークづくりが大事かなというふうに思いますし、また同じことですが、中身の事業は非常に多彩になっておりますので、一つのケースなんかを聞かせていただいても、貧困だけやなしに家族関係だとか、あるいは制度のはざままで困ってみえる方たち、そういう方たちがかなりあるわけです。

お聞かせいただきたいんですが、例えば私がお邪魔させてもらったところの心配は、何とか住居を探したいということで、例えば公営住宅なんかへ入れようということで行っても、そこで横の連携がないと今ある制度の中でストップされたりとか、そういうことがあるわけなんです。それとはまた全く逆で、例えばごみ屋敷と言われるところを処理しようということで行くと、民生委員だとか、あるいは自治会長だとか、あるいは近所の地元の企業の方が重機を出していただいたりとか、すごいたくさんの連携の中でそれが解決されたという事例をこの間、聞かせていただきましたけれども、そういった役割を県のほうですとしたり、例えば住居なんかの問題で、いわゆる担当部署と福祉との連携なんかやれるのかどうなのか、そういったところ、少し連携について聞かせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（田中 功） 県におけます連携でございますけれども、例えば生活困窮者の支援に関する庁内の連携を進めるために、平成28年度に庁内の連絡会議というのを立ち上げておりまして、県内の自立相談支援体制であるとか、自立相談支援事業に関する情報の共有をしております。

庁内各課が実施しています生活困窮者への支援策を一覧にした資料、生活困窮者支援に係る県の制度集というのですが、それをつくって共有を図っているところでございます。この資料につきましては、県の自立相談支援機関とか市町へも配付して、その活用をお願いすることで、それぞれの連

携強化を図っているところでございます。

今後は、この庁内制度をさらに活用して、早期に生活困窮者の把握ができるように一層の連携を進めていきます。

御質問のあった住居につきましても、同じような仕組みの中でしっかりやっていきたいと思えます。

以上でございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 健康福祉部長、ちょっとお伺いいたしますけれども、そういう多くの部署との連携というのは、健康福祉部のほうで対応していただいているということでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 庁内の連絡会議というのは事務局、うちが持っておりますので、うちのほうで取りまとめて、地域福祉課になりますけれども、そういう取組を行っているところでございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 先ほど申し上げましたけれども、県の得意とするところというのは、連携をつくっていくことだというふうに思えますので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思えます。

テーマがたくさんございますので、次へ行きたいと思えます。

次は、南海トラフ地震等の対策ということで質問させていただきます。

昨日、実は伊勢地区の医師会館で実施されました伊勢市救護所設営訓練というのを廣耕太郎議員とともに見せていただきました。伊勢市主催で、医師会とか薬剤師会とかアマチュア無線クラブが協力しての訓練でありましたが、そのときに担当者から、この訓練をやるのはいよいよ南海トラフ地震の発生確率が80%になったと。大規模災害時に備えて救護所を設営し云々の説明があつてスタートしたんですけども、この通信訓練にアマチュア無線の方々絡んで協力していただいているとか、医師会の方々皆、そういうアマチュア無線をとって頑張っておられる、その姿を見せていただきまして、すごい頑張ってみえる訓練だなというふうに思わせていただきました。

政府の地震調査委員会が、先ほど申しあげましたように、マグニチュード8から9クラスの南海トラフ巨大地震が、今後30年以内に起こる確率がこれまでよりも高い、今までの発生確率で初めて80%と示されました。地震調査委員会の委員長の発言の中に、「非常に高い確率であり、巨大地震が必ず起きることを示している。地震の発生が近づいていることを決して忘れず、備えを進めていただきたい」、そういう話がございました。

県、市町あるいは防災関係機関、他県との連携で、この自助とか共助とか、そういった取組を確実に進めていく必要があるわけでありますけれども、また伊勢湾沿岸の市町では津波避難タワー、（パネルを示す）、ちょっとこれ伊勢市のこういうのをずっと地域で守ろうということに動いておるところなんです、巨大地震が発生した際、こういった鳥羽志摩とか紀州のほう、こういったところはどんなのかな、大丈夫なんだろうかなということを今思っているんです。

そしてまた、巨大地震が発生した際も、また迅速かつ的確に応急対策の実施や、あるいは被災者がもとの生活に戻るように効果的な支援の実施を講じることも大事かというふうに思います。

県は、国や他県からの応援を受け入れるために、三重県広域受援計画を策定したと聞いておりますが、巨大地震が起こったときの県民のセーフティネットとして、この三重県広域受援計画を実行性のあるものにするために、この中身、特徴とか、そしてまた知事がこれをどう活用しようとしているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、先般の伊勢市、そして玉城町のほうの災害で、県の管理している中小河川対策を急いでいただきたいと、そんな声が随分出ておりました。伊勢市内でいいますと、桧尻川とか、あるいは渋谷川、こういったところが氾濫して、随分たくさんの床上浸水があったわけでありますけれども、こういった県管理の中小河川対策、これについても触れていただければというふうに思います。

以上です。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 私のほうから三重県広域受援計画の特徴とどう活用していくか、実効性あるものにするための方策について答弁いたします。

私は昨年6月、熊本県を訪問し、熊本県知事や益城町長と災害時の対応や復旧、復興の課題等について意見交換する中で、国や他県からの人的、物的支援はひるまず受け、そのための受援力を高めておくことが重要であるとの両首長の思いを直接お聞きし、受援計画の重要性を改めて実感したところであります。

本年度末の策定を目指して現在作業を進めております三重県広域受援計画は、熊本地震や東日本大震災等の過去の災害の貴重な教訓を踏まえたもので、南海トラフ地震のような大規模災害発生時に、他県等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的としています。

本県の計画では、緊急輸送ルートや救助、救急、消火、医療、物資など他県の計画にも定められている受援活動に加えて、高齢者や障がい者を支援する介護職員、ボランティア、自治体応援職員の受け入れなど、他県に例のない幅広い分野の受援活動も定めることとしています。

本県の計画は、災害時には高齢者等の要配慮者の支援ニーズが増大すること、災害による直接死だけでなく災害関連死の防止が重要であることから、県外の保健医療活動チームや介護職員等を円滑に受け入れ、医療、保健、福祉が連携し、きめ細かな支援につなげることを念頭に置き、受援活動を実施することを計画の特徴の一つとしています。

また、熊本地震では、県内外のボランティア団体等の情報共有のための火の国会議が開催され、ボランティア団体だけでなく県や市町村が連携した支援につなげたところです。

こうしたことを踏まえ、県の計画は、県内外のボランティア団体や自治体等が情報共有、連絡調整する場である協働プラットフォームを発災後、関係団体とともに迅速に立ち上げ、抜け、漏れ、落ちのない支援につなげていこうとするものです。

さらに、受援活動は、県だけでなく市町と一体的に実施することが不可欠なため、市町の基本的な受援業務を県計画の中で整理し、それぞれの受援体制整備につなげていただく意図もあります。

来年度以降は、県の計画の実効性を高めるとともに、市町における受援体制の整備を支援していくことが必要と考えており、5月20日には、新たに完成する北勢広域防災拠点等において、救助、救急、医療、ボランティアなど幅広い受援に係る活動実験を実施します。

また、市町受援計画策定のための作業手順を取りまとめた手引書を作成し、水平展開していくこととしています。

こうした取組により、県と市町が一体となって県民へのきめ細かな支援につながる受援体制を構築し、県民のセーフティネットとして機能するよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 私からは、防災・減災に向けた県管理河川の取組についてお答えさせていただきます。

県が管理する中小河川では、防災・安全交付金を最大限活用し、過去に大きな水害が発生した河川、あるいは事業効果が大きな都市河川、具体的には五十鈴川など16の河川で、堤防整備や治水上支障となっている橋梁の改築などに取り組んでいます。

また、次の河川整備に向け、紀宝町の神内川など4河川で河川整備計画の策定を進めております。

河川整備は時間を要しますので、即効性のある対策として堆積土砂の撤去や河川内の雑木の伐採などを進めています。

堆積土砂の撤去につきましては、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水により堆積した土砂は災害復旧事業により、また砂利採取も活用して撤去を進めております。

昨年台風第21号のように、河川整備計画や内水の排水基準を大きく上回る降雨に対しては、現在の技術基準に基づくハード整備だけで浸水等の被害

を防ぐことは困難であると考えております。

そこで、洪水被害に社会全体で備える水防災意識社会の再構築に向け、本県においても、水害による逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を実現することを目的に、全ての県管理河川を対象に水防災協議会を平成29年7月までに設置しました。

水防災協議会では、国、県、市町のそれぞれの役割を明確にし、減災に向けた具体的かつ即効性のある方策の検討を進めております。

例えば、伊勢市内の桧尻川では、洪水時に勢田川へ排水するポンプの検討を進めております。また、外城田川などでは堆積土砂撤去の取組を進めています。

また、逃げ遅れゼロを実現するための取組として、水害対応タイムラインの作成を検討しておるところでございます。それを進めるとともに、汁谷川や勢田川などでは危機管理型水位計の設置も進めておるところでございます。

引き続き、水防災協議会における県の役割をしっかりと果たしていくとともに、国の取組については、市町とともに実現に向け要望を行っていきたいと考えております。

また、現在進めている河川整備については着実に進めていくとともに、堆積土砂の撤去と雑木の伐採については、河川管理上優先度の高い箇所を市町と協議を行い、進めていきたいと考えております。

私から以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 御答弁いただきました。

台風第21号で二人の命が失われた。それは道路が冠水してしまった。そのことは大変なことなんで、また起こる可能性が今年もあるわけなんで、その原因とかそういったものをしっかりと調査をしていただいて、対応をお願いしたいと思います。ポンプがどうであったかとか、あるいは今できることは何なのか、命に直接かかわるということを改めて確認すべきだというふうに思います。

それでは次、離島架橋ということで、これも離島の皆さんのセーフティネットということで聞かせていただきたいというふうに思います。

今月の21日に、答志島架橋建設促進協議会に入ってみえる皆さん方と少し離島架橋についてお話を聞かせていただきました。

開口一番出た課題は、今、答志島には2000人住んでみえるんですが、夜、医者がいないんですね。前も今までも木田久主一元鳥羽市長、県議会議員時代に鋭くお話しもさせてもらった、その後、私どもの中村勝元県議会議員、本当に離島の皆さんの思いを込めて早くに亡くなられてしまいました。あと、中村欣一郎元県議会議員からも離島の問題について、いろんな角度から聞かせていただきました。

残念ながら、それに対する答弁が木田元県議会議員から今までほとんど変わってない、ますます経済状況も厳しくなっている中でどうなのかというふうに思います。

この2月21日のお話では、やはり命の重要性をしっかりと考えて答弁していただけんだろうか、あるいは島民の夢を潰すような、そんな県政にしないでいただきたい、そういう声もいただいております。離島架橋について、今、どういう状況になっているのか、どこまで調査をされているのか、予算規模はどうなっているのか、離島架橋のこの問題は進んでいるのか、進んでいないのか、その辺について、また橋がかからない分、どう対応されているのか、先ほどの医者の問題もそうでありますけれども、そのことについてお聞かせください。

以上です。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 離島架橋の検討と、それから生活面の課題への対応について、御質問いただいたと思います。

まず離島架橋につきましては、早期実現に関する請願が平成21年第2回定例会におきまして採択され、これまでも鳥羽市長と知事との1対1対談の場などで御要望いただいております、また今年の1月に答志島架橋建設促進協議会

により実施されましたアンケートの結果などを拝見いたしましても、島民の方々の強い思いは、県としても十分承知させていただいているところでございます。

離島架橋につきましては、県と関係市が離島架橋も含めました離島振興に係る課題について協議いたします離島振興担当課長会議におきまして、平成27年度までに4回にわたり他県の事例調査等を行ってきたところでございます。

その結果、救急等緊急時の迅速な対応が可能になることなど、特にセーフティネットの面で大きなメリットがある一方で、離島独自の魅力の消失や本土側へのストロー現象の発生など、多くのデメリットもあることが明らかになりました。

このため、会議では、これらの課題への対応といたしまして、島民の方々の島への誇り、愛着を高めることにつながるような島の活性化策を検討するため、他県において先進的に取り組んでいる自治体の職員を招きまして、勉強会など開催させていただいているところでございます。

離島架橋には多大な経費が必要となるとともに、架橋によるデメリットの部分についての理解や対策の検討にも時間を要することから、長期的な視野に立ちまして、引き続き検討を進めていきたいと考えているところでございます。

また、橋がないことに対します生活面での課題につきましては、医療、防災、福祉などにおきまして、様々なものがございます。

南部地域活性化局では、橋にかわる交通手段を維持、確保していくため、鳥羽市等が運営いたしております離島航路に対しまして、国とともに補助を行っているところでございます。また、離島におけます身近な課題の解決に向け、地域活性化支援事業や国の離島活性化交付金の活用を促すなどの支援を行っております。

これらにつきましても、平成30年度につきまして予算を確保させていただいております。

このほか、医療や防災、福祉等の個別分野の課題につきましては、関係市と情報共有を図りますとともに、全国離島振興三重県支部連絡協議会など離島関係者の会議には出席させていただき、課題等の情報収集に努めまして、必要に応じて関係部局につながっているところでございます。

今後も引き続き、関係市、関係部局とも連携いたしまして課題解決に努めてまいります。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 御答弁をいただきました。

何かこう答弁をする立場の方が一時期は野呂前知事であったり、あるいは鈴木英敬知事であったり、前へ出てきていただいて大きな課題、内容は一緒かも知れませんが、それなりにしっかりと対応もしてきていただいたような気がいたしますが、答弁の中身は一緒なんではないかと感じます。

当初より聞かせていただいておりますと、離島架橋にはかかったらデメリットもあんのやというような、そんなような話がだんだん増えてきて、多分離島の皆さん方はどういうお気持ちで聞いておられるのか。昔、中村勝元県議会議員がこの場でこういうことを言っておりました。

今、自分が夜中に倒れると、答志島ですと道が狭いので車が入れないという独特の町なんです、そこを戸板に乗せられていって、そして待つと船を探して、夜間、船で、いわゆる波しぶきを受けながらそうしていって、そして待ってる救急車か何かへ乗せて、それで行く。助かる命も助からない場合があるのではないかと、悲壮なそういう思いで発言をされたことがあったというふうに思うんですけれども、ストロー現象という話がさっきも出ましたけれども、まさに橋がなくなっても今、大変な勢いで減っていきます。前の国勢調査の人数より随分、今回は減っているんだというふうに思います。状況は橋ができたらストロー現象でもっと減るよという状況じゃないんですね。これまた本当にセーフティネットで厳しい厳しい状況になっているということをお聞きいただいた上で、志摩市と鳥羽市と県が入った課長会議もされて

いるというふうに聞いているんですけれども、できれば島民の方々の声、先月アンケートをとっていただいたようでございます。アンケートの中にも本当に切実な声がたくさん寄せられているというふうに聞いておりますので、そういったアンケートの中身ももうちょっと、今のおっしゃったデメリットの部分はたくさんある中のほんの一部であって、本当にこんなに困っているんだという島民の声がたくさんあの中にはありました。私も見せてもらいました。その辺も踏まえてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

知事、このことについて答弁、よろしく一言お願いします。

○知事（鈴木英敬） 私もアンケートの自由記載のところ、読ませていただきました。今、議員がおっしゃっていただきましたように、とりわけ医療などについて切実な思いというのを書いていただいたというふうに思っております。

ですので、もちろん架橋自体についても議論していく一方で、じゃ、当時と、離島架橋の話が最初に出たときと比べて、例えばドクターヘリというのは当時なかったわけでありましてけれども、そういう中で医療などにおいて、どういうふうに島民の皆さんに安心して暮らしていただければいいのか、そのための方策はどういうものなのかというのをしっかりと真摯に検討していきたいというふうに思います。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） ありがとうございます。

この課題につきましては、鳥羽市の野村議員がまた次というか、これからの機会ですっきりと言っていただくというふうに思います。島民の声をしっかりと受けとめていただくことをお願いをして、次のテーマに行きます。

セーフティネットの4番目は平和政策の継続ということで、いつもお話をさせてもらうテーマになるというふうに思いますが、2月16日に私、長崎県で被爆体験をされました坂牧幸子さんという方の体験談を聞く機会がありました。坂牧さんが体験されたのは1歳だったんですね。もちろん全く記憶に

はないんですが、お父さんからそのときの様子を聞かしてもらったそうです。

こんな話をされました。その日、坂牧さんは本当にうちの中でよう泣いとったということで、お母さんがこの坂牧さんをあやそうということで外へ出たんですって。そのときに原爆が投下されました。彼女はお母さんの手から放り出されて、お母さんはまた赤ちゃんを拾ってぐちゃぐちゃになった家の中へ入って、写真とかいろんなものを取り出したりとかということをしたそうです。そのときの被爆が原因でお母さんは幸子さんが小学校2年生で亡くなるわけなんですけれども、それからお父さんが残されたお子さんたちを育てられるのに随分苦労されたそうです。

あるとき、新聞社のほうで、そういった亡くなられた方に、自分のお母さんに手紙を書く、そんな企画があったんですね。そのとき坂牧さんは、「私が泣いたために。お母さんごめんなさい」と書いたそうであります。いろんな形で戦争とか、あるいは原爆の被爆の話を伝えていくやり方があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういった実際に被爆、あるいは原爆の様子を見た方、戦争の体験をされている方は随分と少なくなっています。そういった中で、一つの伝えるこれは方法ではないかなというふうに思わせていただきます。

伊勢志摩サミット、知事、本当に平和ということを大事にしてくださいました。私も本当にすごかったなというふうに思います。

去年は、平和のつどいということ、これは非核平和県宣言から20周年ということでした。いただいたわけでもありますけれども、私、それにお邪魔させていただきました。そのときに見せていただきました。

(パネルを示す) こういう絵でびっくりしたんですが、これ何かといいますと、被爆を体験した方の絵じゃなしに体験した方のお話を1年かけて高校生がそれを聞いて、そしてそれを絵にしたものなのですね。そういう被ばく体験者が少なくなっていく中で、若い人たちがそのことに携わっている、本当にすごいことだというふうに思いました。そういう伝え方というのがあるんかなということ、この県が主催していただいた平和のつどいで私も学ば

せていただきました。

今年も予算上がっておりますけれども、これから今年はどうな形でされるのか、ちょっとその中身について聞かせていただきたいというふうに思います。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 平和政策につきまして、来年度の事業の内容についてお答えをさせていただきます。

戦後70年以上が経過をいたしまして、戦後に生まれた県民の方々が8割を超えております。戦争の悲惨な実態と教訓が風化していくことが懸念されておりまして、私たちにはさきの大戦から学び取った教訓を深く心に刻み、二度と同じ過ちを繰り返さない、このように次の世代に伝えていくことが求められております。

本県では、これまでも戦後50周年から10年ごとの節目の都度、平和に関する記念事業を実施し、県内の100名を超える被災者の方々の体験談等を取りまとめ、記録に残してまいりました。

また、そうした記録を活用させていただきながら、平和啓発パネル展の開催、あるいはホームページ上での三重県戦争資料館の運営、沖縄三重の塔慰霊式への参加などの取組を継続して行ってまいりました。

これに加えまして、平成27年度に実施をいたしました戦後70周年記念事業以降は、全国戦没者追悼式への子ども代表団の派遣などにも取り組んでいるところでございます。

そうした中、議員からも御紹介いただきましたように、議会の御協力をいただきまして、昨年は平和のつどいを開催させていただきました。

この平和のつどいは、県内の中学生や高校生、あるいは大学生が被爆地広島との交流を通じまして戦争の悲惨さや実態に触れ、平和への思いをより一層深める機会となったものと考えております。

この成果を踏まえまして、引き続き若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会をつくるため、来年度

予算におきまして、未来につなぐ平和発信事業をポストサミット事業として位置づけ計上しております。

この事業では、被爆地広島と連携した取組を継続いたしますとともに、県内の戦争体験者の方々の生の声にも触れる機会をつくることができるよう、調整を進めているところでございます。

具体的には、被爆関係資料や県内戦争関係資料などを一定期間展示いたしますとともに、その展示期間中に、被爆体験証言者や県内戦争体験者の方々と参加者の皆さんとが意見交換できるような座談会を複数回開催できないかと考え、検討しているところでございます。

今後、事業の内容についてさらに検討を進めまして、未来を担う県内の若い世代を中心として幅広い県民の方々に、平和について考えて行動いただくきっかけとなる取組としてまいりたいと考えております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 西城戦略企画部長、ありがとうございます。

中身については、これから検討されるということですが、大変大事なことだというふうに思いますし、私は継続が大事だというふうに思っておりますので、いろんな形でこれからも、予算もあることなので、継続をお願いしたいというふうに思います。

それから知事、実は昨日、私、坂牧さんとお話を電話でさせてもらったときに、ちょっと知事をお願いしてくれというのがありまして、これはまた私も言っときますと言ったんですが、坂牧さんたち被爆者の方たちは、被爆を二度と、核兵器廃絶に向けて二度とこういう状況にならないようにということで何か国際署名を集めているようでございまして、既に三重県の中では29の自治体のうちの21の首長から署名をいただいているということでございます。そういったことでお願いに行きますので、ぜひとも会ってくださいということでございましたので、その先はまた知事が判断していただくということでございますので、ぜひとも国際署名につきまして核廃絶に向けた知事の思いを見せていただければというふうに思います。

それでは次というか、最後の質問に間に合いました。最後の質問をさせていただきます。

長年、私は三重県の環境づくりはやっぱり伊勢湾ということで、漁業者の生活だとか、あるいは伊勢湾を美しくすることによって観光振興につながるということをずっと言ってきたんですけども、あわせて今日は伊勢志摩国立公園の今後についてということで質問させていただきます。

伊勢志摩サミットの舞台となりました伊勢志摩地域は、一昨年11月に伊勢志摩国立公園指定70周年を迎えました。これからの伊勢志摩国立公園を考えるシンポジウム、これも出させていただきました。景観を守っていくということの重要性が議論されたというふうに思っております。

そして、またこの70周年事業の解散式、これも出させていただきました、事業報告なども聞かせていただきました。国立公園協会、山本教和議員、一生懸命頑張っていたいただいておまして、その思いなんかも伝わってまいりました。

そして、伊勢志摩サミットの県民宣言で、四つの決意の2番目に、美しい自然をはじめとする豊かな環境を守り育み、共生して、持続可能な社会にしますというふうにあります。一昨年7月25日には、環境省の進めます国立公園満喫プロジェクトの先駆的モデルにも選定されたところでございます。

この中で、これを具体的に世界水準のナショナルパーク化に持っていくために、様々なプロジェクトを織り込んだ計画、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020を策定しているわけではありますが、この進捗状況というのはどうなっているのか、そしてまた太陽光パネル等、広告とかいろんな制限なんかもしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、そういったところの対応がどうなっているのか、お聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化の進捗状況と太陽光パネルの設置対策についてということでお尋ねいただきましたので、2点あわせて御答弁申し上げたいと思います。

ナショナルパーク化に向けましては、先ほど御紹介がありましたとおり、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020という計画に基づいて取組を進めておりまして、こちらのほうの目標を外国人利用者数を2015年の3万3000人から、2020年までに3倍となります10万人に押し上げるということを目標として取り組んでいるというところでございます。

この目標の達成に向けましては、五つの重点項目を設けておりまして、人材育成、それとエコツーリズムの推進、快適な利用環境の整備、それとまちなみ等の景観改善、また海外への戦略的なプロモーションといった項目に取り組んでいるところでございます。

具体的には、人材育成につきましては、地域リーダーの育成セミナーとかエコツーリズムを学ぶセミナー等を開催しております。

また、エコツーリズムの推進につきましては2月27日、明日でございますけれども、民間主体の伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会の設立を予定しておりまして、豊かな地域資源を観光の振興に活用する取組などを進めることとしておるところでございます。

また、快適な利用環境の整備につきましては、外国人利用者の利便性を高めるため、鶺倉園地や答志島など7カ所のビューポイントにおきまして、多言語化案内板の設置や、トイレの洋式化等の整備を進めておるところです。

また、上質感のあるくつろぎの空間を提供するために、環境省のほうで平成30年8月のオープンを目指しまして、横山園地に展望所であります天空カフェテラスの整備を進めております。県におきましても国立公園利用の重要拠点として位置づけて、周遊ツアーや体験イベント等に積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、町並み等の景観改善についてでございますけれども、特に先ほど御質問のありました太陽光発電施設の設置につきましては、自然公園法の許可権限を持つ環境省や、独自の条例を制定しております志摩市等と連携を図りながら、平成29年7月に施行いたしました県の太陽光発電施設の適正導入に係

るガイドラインに基づきまして、事業者に対して地域との関係構築や住民への十分な説明、周辺環境への配慮などについて、きめ細かな指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、道路沿線等の広告看板につきましても、関係市町や環境省と連携して、三重県屋外広告物条例や自然公園法に基づく設置規制を行いまして、国立公園内の景観保全を図っていきたいと考えております。

海外への戦略的なプロモーションにつきましては、県観光局等と連携いたしまして、海外から観光客を呼び込むためのファムトリップでありますとか、インスタグラムのユーザーが写真を撮影して投稿するイベントでありますインスタミートなどを開催いたしました。

今後の対応でございます。伊勢志摩国立公園を訪れる外国人利用者数は、2016年、平成28年は6万1000人になるなど、順調に増加しているところでございます。

今後も引き続き官民が一体となって、優れた景観や自然の魅力を確実に保全するとともに、国内外からの集客、交流の拡大を図り、伊勢志摩国立公園が世界水準のナショナルパークとなるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 御答弁いただきました。

時間がなくなりましたので、今回、本当にたくさんのテーマを薄くさせていただきます。

国立公園、まさに知事がパネルディスカッションか何かのときに、比嘉さんでしたですか、あのときに話がありましたんが、やっぱり伊勢志摩国立公園が全国の国立公園のトップになる、そんなお話がありましたので、それを目指していきたいというふうに思います。

もう一つ、伊勢志摩サミットでありましたが、一点だけ最後に、執行部には県民の思いをしっかりと受けとめて対応していただくようお願いしたい

というふうに思います。伊勢志摩サミットで誓った平和、本物にしていただくように、その言葉を送らせていただきまして質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸）45番 前野和美議員。

〔45番 前野和美議員登壇・拍手〕

○45番（前野和美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、自民党会派を代表いたしまして代表質問をさせていただきますと思います。

冒頭に、平昌冬期オリンピックが17日間の競技を終えて、昨日、閉幕をしました。7競技、102種目という競技でございまして、参加人員は2925人という選手が参加されたそうです。その中で日本は13個のメダルを獲得されました。特にJOCのほうも、このオリンピックには力を入れておりまして、金メダルの報奨金を300万円から500万円に値上げをしたということもございまして、高木姉妹ですね、追い抜き競技でまず金メダルをとったんですけども、高木菜那さんが金メダル二つ、この金メダルの報奨金が500万円やそうです。それとあわせて、うまく各競技団体も同じように報奨金を出すということですので、ちょっと私なりに思ってみたら高木選手で約2000万円ぐらいかなと。妹さんは金銀銅というメダルコンプリートというんですか、こういうのを達成されたそうですけども、その妹の美帆さんが1600万円ぐらいかなというふうに、私なりに積算しとるんですけども。

しかし、このお二人のテレビでいろんな話を聞いてますと、姉妹で競い合っただけでこれまでオリンピックを目指して、まず姉妹で戦うということは非常に、特に妹さんのほうが運動能力が高い、素質があるというようなことで、姉さんは随分、妹の競技を見ながらそれを目標にしていたようですけども、やっぱりやきもちを焼く部分もあったりとか、そんなのでなかなか葛藤もあって、結果的にすばらしい成果を挙げてくださいたいんで、お二人を賛称したいなというふうに思ってます。

三重県もとこわか国体が近くなってまいりましたので、そうした選手が育ってくれるとありがたいかなというふうに思いますし、また後ほどその問題

については質問させていただきますので、よろしく願い申し上げて、早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

中村議員と若干重なる部分もあろうかと思いますが、また角度を変えてということでよろしく願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、平成30年度当初予算編成についてということで質問をさせていただきます。

平成30年度当初予算編成につきましては、昨年10月の代表質問において私のほうから、予算要求額と歳入見込み額の差の解消等について質問をいたしました。

知事からの御答弁をいただいたのは、あらゆる角度から歳入確保の検討はもちろんのこと、歳出面においても事務事業の思い切った見直しを行い、大規模臨時的経費についても、これまで以上に厳しい優先判断を行い、一方では、県民の安全・安心に資する公共事業等、真に必要な投資には的確に対応するなど、厳しく選択と集中を図っていくとの趣旨の力強い御答弁をいただいたところでございます。

その後、12月の予算決算常任委員会における当初予算要求状況の調査では、要求額と歳入見込み額との差が165億円にのぼり、この差額については、歳入、歳出両面からあらゆる努力を最大限行い解消を図っていくと、当局から説明がなされました。

そして、実際の予算編成では、この165億円の差を埋めるため、総人件費の抑制や県債管理基金への積み立ての見送りなど、財源不足対策を実施することとされたところでございます。

これは知事が年頭の会見でも述べられた、いかに厳しい財政状況の中でも、選択と集中を図り、県民の皆さんにとって真に必要な、あるいは未来志向でしっかりやっていくことができるという決意のあらわれであると私は感じております。

このように165億円の差を埋めるために、いろいろ御苦労され、厳しい財政状況の中でも県民サービスを維持し、公共事業を含め必要な事業費を確保

いただいたことに敬意を表する次第であります。

そこで知事にお伺いしたいのは、平成30年度当初予算編成に当たり、どのような考え方で取組の重点化を図り、当初予算編成を行ったのか、平成30年度当初予算に込めた知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 厳しい財政状況の中で、どのような考え方で取組の重点化を図り当初予算編成を行ったのか、平成30年度当初予算に込めた思いということで、答弁させていただきます。

平成30年度当初予算は、厳しい財政状況の中にあっても、これから三重県が発展していくため、また三重県民の皆さんに希望を持ってこの三重県で暮らしていただくため、子どもの安心、防災、医療、介護といった命の安心、働く安心、学ぶ安心といった安心に注力し、安心から希望を生み出す予算となるよう編成しました。

とりわけ、平成30年度三重県経営方針（最終案）において、注力する取組として掲げた事業を中心に予算を配分しておりますが、その中でも子どもたちの未来のための取組については重点的に配分しています。

三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるために挑戦できるよう、子ども基金を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していく体制を充実させることとしており、みえ子どもスマイルプランに関連する事業については、事業費を増額して推進していきます。

また、県民の安心感につながるインフラ整備についてもしっかりと取り組んでいきます。特に、公共事業につきましては、昨年10月の代表質問において前野議員からも、三重を強く豊かにするためのインフラ整備については、大幅に削減することなく、積極的に展開すべきとの御質問をいただいていたことも踏まえ、前年度を上回る規模を確保しており、台風第21号、第22号などからの復旧、今後の大規模災害に対する防災・減災のための道路、河川事

業や、県民ニーズの高い道路施設などの維持管理を進めてまいります。あわせて、摩耗した全ての横断歩道の塗りかえや故障時の修繕が困難な全ての信号制御機の更新を行うなど、交通安全施設の整備も着実に進めていきます。

さらに、みえのスポーツイヤーの2年目として、スポーツの推進にも力を入れた予算としています。平成最後の開催となるインターハイ2018彩る感動東海総体に出場する選手が最高のパフォーマンスを発揮することができるよう、開催準備に万全を期すとともに、三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得や、その後の三重県の競技スポーツを担う人材の育成につなげるため、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業を開始するなど、競技力の向上にこれまで以上に注力していきます。

一方で、事業の優先度の判断や事業費の精査を行う際には、県民生活への影響を最小限に抑えることを重視しました。財源不足を解消させる上で、苦しい判断をせざるを得ませんでした。メリハリのある予算編成を行うことができたと考えています。

引き続き、持続可能な行財政運営に向けて、平成30年度においても三重県財政の健全化に向けた集中取組を着実に実施し、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう、全庁を挙げてしっかりと取り組んでいきます。

同時に、厳しい財政状況の中であっても、県民の皆さんの明日への不安を取り除き、暮らしや経済がよくなっていると実感できるように、また将来世代も含め皆さんが夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるよう、幸福実感日本一の三重の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） どうも御答弁ありがとうございました。

中村議員にもお答えをされたような内容の御答弁でございまして、子どもの未来への投資、そしてまた私が前回のときに強く申し上げた、県民の安心・安全のためのインフラ整備、これらにしっかりと力を注いで予算編成してもらったということで、非常にありがたく思っております。

しかし、義務的経費と言われる社会保障関係費やとか人件費、これらも

年々上がりながら非常に厳しい財政状況の中で、今、本当に苦しいピッチングをしておられるなどというふうに思っていて、この質問をするときに財政当局の職員の皆さんともいろんな議論をさせてもらったんですが、企業会計からの借入れなんかもあって、これ本当は返済せなあかんのかという話も企業会計を立ち上げるときには、一般会計からたくさん投資もしてきているやないかと、企業会計がもうかって留保資金がようけあったり、県債積立金がどんとあんののに、なぜ一般会計が困っているときに補填できやんのやと、こんな話なんかもさせていただきながら議論させてもらったんですが、なかなか企業会計のほうも、そういうわけにはいかない事情だそうでございまして、決して一般会計に戻すということは法的な問題はないようですけれども、利益がきちっとあがってないとその辺は難しいなど、最終的にそんな判断になったんでありますけれども、そういう厳しい中での財政運営になっていきますので、ぜひ知事におかれましてはこれから県民の安心・安全のために、しっかりと御検討いただいて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に移らせていただきまして、三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備ということで、その1番としまして防災・減災に係る新たな計画等の推進についてということで質問させていただきます。

平成30年度当初予算では、極めて深刻な財政状況の中にあっても、安全・安心に関する予算は確保していただき、中でも防災・減災などの喫緊の対策に対応するため、公共事業についても前年度を上回る規模を確保したと、そういう説明もございまして、大規模自然災害は国内外で発生をしております、本県で言えば、昨年10月に発生した台風第21号、第22号によって、人的被害が死者2名、重軽傷者13名、住宅被害が2200棟以上、公共土木施設や農林水産関係の被害が150億円以上に及ぶなど、県内各地で甚大な被害が出ました。

被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに一日も早く、もとの生活に戻れるよう、いち早い復旧が望まれております。

また、海外では、今月6日深夜に、台湾東部においてマグニチュード6.4

の強い地震が発生し、多くの死傷者が出ております。

こうした自然災害に対し、被害を最小限に抑えるためには、東日本大震災や紀伊半島大水害など、これまでの災害対応で得られた貴重な教訓をしっかりと生かしていただき、また今後想定される南海トラフ地震などに備えて、ハード、ソフト両面での対策を強化していくことが重要であります。現在、県では、今後の県の防災・減災対策のあり方を示す三重県防災・減災対策行動計画や、前回の代表質問でも質問をした災害時の受援体制を示す三重県広域受援計画などの策定が進められております。平成30年度はこれらの計画がスタートする重要な年と言えます。

そこでお尋ねをするんですが、防災・減災の新たな計画の推進に向けてどのようなお考えを持っておられるのか、知事の思いをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平成30年度からスタートする防災・減災の新たな計画等の推進に向けて、私の思いということで答弁させていただきます。

平成23年の東日本大震災や紀伊半島大水害をきっかけに、県の地域防災計画を抜本的に見直すとともに、これらの災害が突きつけた教訓と課題を踏まえ、三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策行動計画を策定し、防災の日常化を目指し、自助、共助、公助が一体となった防災・減災対策に精魂を傾け取り組んでまいりました。

今回策定する三重県防災・減災対策行動計画では、近年の災害事例における課題を踏まえ、現行の行動計画による防災・減災対策の検証結果に基づき、災害に強い三重づくりにソフト、ハードの両面から取り組んでいくこととしています。

ソフト面については、自助の取組である住宅の耐震化や家庭における家具の固定、転倒防止対策が道半ばであり、その取組を促進するため、年間1万4000戸を目標に戸別訪問を行うなど、県民の防災意識の向上のための取組を加速させます。また、共助の取組を活性化するため、みえ防災・減災センターに、津地方気象台及び市町から職員を派遣いただき、センター、気象台、

市町、県が連携し、効果的な解決手法を検討の上、実践、検証を行い、地域の防災力の向上につなげたいと考えています。

ハード面については、台風第21号、第22号による被害からの早期復旧や、防災・減災対策の一層の推進などにより、来年度予算の公共事業において対前年度比106%の事業費を確保したところです。特に、中小河川で浸水被害が生じた箇所等への新たな危機管理型水位計の設置や、農地等の浸水被害の未然防止を目的とした排水機場の整備等を行うこととしており、行動計画においても、これらハード整備を重点的取組として掲げ、迅速に取り組んでいきたいと考えています。

また、三重県広域受援計画については、南海トラフ地震などの大規模災害時に、各方面から寄せられる人的、物的応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげる計画としており、今後、市町の受援体制の整備につなげていきたいと考えております。

このため、市町における応援職員の配置、避難所までのラストワンマイルの円滑な物資輸送、ボランティア団体等との連携を中心に検討を重ね、市町における受援のための手引書を作成し、県と市町が一体となった受援体制の構築を目指します。

今後、発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、三重県防災・減災対策行動計画や三重県広域受援計画などに基づき、自助、共助、公助、それぞれの取組主体の力を結集して、全力で防災・減災対策に取り組んでいきたいと考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御答弁ありがとうございます。

災害は突然やってくるわけでありまして、備えあれば憂いなしということなのですが、備えていてもやっぱり大きな被害、災害というものは被害が出るわけですね。私も含めてなのですが、自分が直接被害をこうむった経験がないと、その大災害の記憶というのは薄らいで忘れてしまうというんですか、阪神・淡路大震災だとか東日本大震災、これテレビで私たちも見ており

まして、映画を見ているような感覚で見ておったんですが、時間がたつにつれまして、人の記憶は風化し始めてもう今ではどうやったかなというような、そんな感じになってしまいます。

ですから、なかなか自助、共助、公助という計画を立てていても、実際の災害になると、なかなかうまくそれが機能しなかったり、そしてまた住民がその対応をできなかったりと、そういうことがたびたび起こるというふうに聞いております。

昨年、10月22日は衆議院議員選挙の投票日でございまして、この結果が出る時間帯と台風第21号でしたかね、この直接影響を受けるというようなことになってしまいまして、私も選挙事務所におったんですが、当確のニュースとともに選挙事務所の閉鎖を宣言しまして、支援者の皆さんには帰路についていただきました。私もその帰りに、久居高校のところから津市の消防本部のある久居明神町というところなんですが、そこへ向けて県道久居河芸線を走って家に帰る予定で移動しておりました。消防本部手前100メートルぐらいのところには信号があるんですが、そこまで行きましたら、いわゆる通行どめをして係の方が停止の合図をしておりまして、そこから先へは行けませんよと、それはよかったですね、それは信号ですのでこっちへ曲がる道があるわけですよ。私はすぐに運転手に右へ曲がって、三重中央医療センターのほうへ曲がったんですね。曲がって50メートルもしたら、もう車が水につかってきて、ピーピーピーとって異常発音音が出て、慌てて右側のちょっと高台の駐車場へ車を入れて、そこでUターンをして戻ってきたんですけども、これやっぱり、私が走っていた道路は県道なんですね。右折した道路は市道。ですから、多分県が指示をして通行どめしたんだと思うんですけども、もう一つ、信号の前で通行どめをしておれば、右へ曲がることはなかったんで、この辺の連携がきちっととれてないと、なかなか三重県防災・減災対策行動計画やかかさんな話をして、何や、絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと、そんな感覚になりました。

県土整備部長、どうですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 今、議員からも御紹介いただきましたように、今回の台風第21号では多く浸水被害が発生をするとともに、国道も含めた多くの道路で通行どめが発生しました。

そういう状況の中で、我々道路管理者としても多くの教訓を得ることができましたので、今、御紹介をいただいたことも含めて、今後の災害、大雨の備えとして、面的に地域全体の安全が図れるような、道路利用者の安全が図れるような取組につながるような検討を進めていきたいと考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○**45番（前野和美）** この台風のときには、いろんなそういう事故があったように聞いております。

うちの自民党の幹事長も水につかったと言うておりましたので、まずそういうことはないだろうなと思ってすつと行ってしまうと、はまってしまうと。それが人命にかかわることもたくさん事例としてありますので、しっかりと、そういうときの対応をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。係が違う、県と市が違う、そういうのではなしに、しっかりと話し合いをしていただいて、そういう問題を解決をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、この項を終わりにして、次のこれまでの教訓を踏まえた防災・減災対策と強い産業を支える基盤づくりということで、海岸堤防の整備について質問をさせていただきたいと思います。

三重県の海岸線延長は約1088キロメートルで、全国で8番目に長い海岸線を持つ県であります。そのうち、県土の約527キロメートルは、津波、大潮、波浪等から防護するために、海岸法の規定により海岸保全区域に指定をされております。

三重県は、歴史的にも伊勢湾沿岸が昭和28年の台風第13号及び昭和34年の伊勢湾台風の来襲により甚大な被害を受けたことを契機に、堤防が整備をされました。それが60年以上経過をした海岸堤防は近年では、老朽化と沈下が起こっていると聞いております。

また、2月9日に、政府の地震調査委員会は、静岡県から九州の太平洋側に延びる南海トラフで今後30年以内にマグニチュード8から9の巨大地震が発生する確率を70%から80%に引き上げたと発表いたしました。津波などへの早急な対策が求められます。

県の北部地域では、背後地の都市化による人口増及び資産の集積が進展をしています。

しかし、海拔ゼロメートル地帯を多く抱えるため、地震が発生し、地盤が液状化すれば、堤防の沈下や崩壊のおそれがあり、浸水により背後地の県民生活や経済生産活動に甚大な被害をもたらすことが想定をされます。

中部地域では、高潮、高波等の予想される波に対して、堤防の高さが足りない箇所があるほか砂浜が侵食されており、そうしたことへの対策が必要なのではないでしょうか。

南部地域では、地震の発生に際し、津波の来襲が懸念されています。特に、この地域では、地震の発生から津波第一波の来襲までの時間が極端に短いと言われており、またその津波の高さが東日本大震災の津波よりさらに高いことが予想されています。そのため、堤防がどのように機能するのかが重要になってくるといふふうに思います。

長い海岸線延長を持つ三重県としては、海岸堤防の整備は非常に重要な課題であり、それぞれの地域の特性に合わせた対策を進めていく必要があります。

そこで、県下の海岸堤防の整備を地域の特性に合わせ、どのような方針で進めて設備をされていくのかお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 県内の海岸整備について、お答えをさせていただきます。

海岸の整備は、先ほど議員からの御指摘にもありましたように、地域の特性に合わせた対策が必要です。

三重県においても北部地域では、これも議員から御紹介がありました、地盤特性から液状化による堤防の沈下や崩壊が懸念されるため、堤防の耐震補強などの地震対策を行うこととしており、桑名市の城南第一地区海岸においては液状化対策を実施しております。

また中部では、堤防整備後、長い時間を経過したことなどにもより、高潮に対する堤防の高さが足りない箇所や砂浜の侵食が進んでいる箇所があるため、高潮、侵食対策を行うこととしており、津市、津北部地域海岸では、堤防のかさ上げを行うなどの高潮対策を、千代崎港海岸では離岸堤の設置などの浸食対策を実施しております。

南部では、南海トラフ地震への備えが重要であり、津波からの避難時間を稼ぐため、津波が堤防を乗り越えても堤防が壊れにくくする堤防強靱化対策を行うこととしており、宇治山田港地区海岸では堤防の上部や堤防の陸側のり面のコンクリートを厚くする対策を実施しています。

また、七里御浜海岸では、無堤区間の堤防整備と、著しい砂浜の侵食を抑制するための人工リーフや養浜を実施しております。

これに加え老朽化対策として、5年ごとに定期的な点検を行い、施設の損傷状況に応じて優先度をランク分けし修繕を行っています。

なお、緊急に修繕が必要な箇所については、点検の翌年度に修繕を実施することとしております。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御答弁ありがとうございます。

積極的に海岸堤防の整備については取り組んでいただいておりますので、大変ありがたく思います。

特に南部地域はリアス式海岸で、今申し上げたように、伊勢志摩国立公園や吉野熊野国立公園、こういう公園指定も受けておまして、貴重な動植物も生息しておりますので、堤防だけ高くして、ただ津波から守ればいいわというような、そんなことにはならないというふうに考えております。

そういう意味からいくと、やはり津波だけ考えれば20メートルぐらいの、それこそ堤防をつくれれば防げるんでしょうけども、それですと全く景観や自然が壊れてしまいますんで、そのためには今、県土整備部長が御答弁いただいたように、仮に、第一波が乗り越えたとしても、それでこけてしまったんでは堤防がなくなるわけですから、第二波が来たときには堤防がない状態になってしまいますので、やはり第一波が越えても倒れないような堤防をつくるのがまず第一かなというふうに思います。

それと、住民はいかに高台へ短時間に逃げられるような避難道路、避難箇所というものもきちっと整備をしていただきたいなというふうに思います。

北部のほうは、本当に人口も密集してますし、産業も集積しております。また、その産業が集積しているところが非常に海岸に近いゼロメートル地帯ということもありますので、なかなか対策というのも難しいのかなというふうに思うんですけども、内陸部、いわゆる人が住んでいる地域については、それこそ国で言うているスーパー堤防、堤防を強化して、その背後に住宅地を新しくつくり直すというスーパー堤防なんかの整備も必要なところもあってもらうのではないかなというふうに思いますので、しっかり御議論いただいて、地元との調整もして、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

私の住んでおります津市なんですが、中勢、特に津市、非常に海岸堤防が伊勢湾台風時につくられたものですから老朽化はしております、早急に改築をしていただかなきゃならぬ箇所でもありますし、堤防の高さも若干低いように聞いておりますんで、早急にその対策をお願い申し上げておきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは次に、透過構造を有する砂防堰堤ということで質問をさせていただきたいんですが、昨年10月に本県、何度も言いますけども、来襲した台風第21号をはじめとして、近年の気候変動に伴いまして、全国各地で水害、土砂災害が頻発に発生して激甚化をしております。

昨年7月に発生した九州北部豪雨においては、これまでに整備した砂防堰堤が土砂や流木を捕捉するなど、一定の施設整備効果があった一方、未整備

箇所等では、山腹崩壊等により大量の土砂や流木が河川に流出したことで、被害が拡大をしたと聞いております。

国土交通省では、今後、土砂とともに流出する流木等を捕捉するための予防的な対策として、透過構造を有する砂防施設の整備を重点的に進めるとされております。

そこで、県におきましても平成30年度予算において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を推進するとしておりますが、今後、この流木捕捉効果の高い透過型の砂防堰堤等の整備をどのように進めていかれるのか、少しお聞かせをいただきたいと思っております。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、今後の砂防堰堤の整備についてお答えをさせていただきます。

砂防事業では、土石流による被害の防止を目的とした不透過型堰堤の整備を進めてまいりました。

昨年の九州北部豪雨などでは、不透過型堰堤を乗り越える流木が下流の被害を拡大させる土砂、流木災害が発生しています。

国土交通省では、流木対策として透過型構造を有する砂防堰堤等の整備を原則とした技術指針を平成28年度に策定しました。

この透過型堰堤は、堰堤本体に格子状の鋼製スリットを備え、日常的にはスリット部から細かな土砂と水を下流へ流し、土石流発生時には不透過型よりも多くの流木をとめる機能を持っております。

本県におきましても国の技術指針策定を受けて、平成29年度以降、新たに事業着手するものについては、原則として土砂、流木対策として透過型構造を有する砂防堰堤等の整備を推進することとしており、引き続き土砂災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○**45番（前野和美）** 御答弁ありがとうございます。

県のほうでも、予算説明の中でこの透過型砂防堰堤はしっかりと整備をし

ていきたいという説明もあったというふうに思うんですが、一応どんなものかということで資料をつくってききましたので。

(パネルを示す) まず、これは従来型の砂防堰堤でございまして、土砂をとめるのが目的で、流木は土砂がいっぱいになって満タンになってくると、あの上を越えて流木が下流に流れてしまうと、そういう従来型の、不透堰堤ということになります。

(パネルを示す) これが上は従来型の堰堤なんですけど、その下に透過型の堰堤というんですか、鉄でできた柵みたいなものがありますが、あそこで上を越えて流れてきた木、樹木をそこでとめると、流木とめるという、そういう構造になってます。

(パネルを示す) これも同じような構造なんですけれども、もともとこういう形で作られたのかどうか、ちょっと私も定かではありませんが、国土交通省の透過型の堰堤の水深の中では、今まで透過型でなかったものに切り込みを入れて、あんなふうに形を変えてもよろしいよという整備予算もついておるようでして、ひょっとしたらこれがそうかなと思ったりもしたんですけども、これは透過型の砂防堰堤になっておりまして、あそこで流木をとめるということが重要な役割を担うということになっています。

(パネルを示す) これが一番いいのかなと最近思うようになってきたんですが、透過型の砂防堰堤。土砂や小さい礫はあいている隙間から流れ出ますし、流木だけはそこで食いとめると。下流へ流れるのを食いとめると、こういう堰堤だそうです。

それで、この砂防堰堤、ちょっと調べてみたんですが、たかが私は砂防堰堤かなというふうに思っておったんですが、なかなかそうではなくて、長野県の釜ヶ淵堰堤というのがあるんですが、これは昭和19年に8年間という歳月をかけて完成して、今、58年たったんですが、58年後、平成14年には国の登録有形文化財に、この堰堤が指定をされております。

一方で、富山県にある白岩堰堤というのは、これも10年の歳月をかけて、昭和14年に完成したそうですが、7基の複合ダムで高さは63メートルぐらい

あって、落差が108メートルぐらいある堰堤やそうですが、これ写真で見ただけなんですけども、これも平成21年に国の指定重要文化財に指定されています。

それから、こんなふうには砂防の歴史は非常に古いですが、実は明治時代から砂防堰堤は築かれて、県土整備部長はよく知っておられると思うんですが、砂防堰堤がつくられていまして、福井県では明治30年代につくられた9基の堰堤があります。これも私も写真でしか見ておりませんが、最大の堰堤の長さは延長が112メートル、高さが11メートル、石積みでつくってありまして、ちょうどお城の野面積みの城壁みたいな感じで堰堤がつくられています。これも平成16年に国の登録有形文化財に登録されていますので、たかが堰堤ではないかと、そんなふう感じております。

本題に戻るんですけども、河川の上流部、いわゆる溪流は土石流災害が起きやすい箇所が多く、大雨により土石流が発生すると家を押し流したり、同時に流木が下流の河川へ橋を壊す、そういう被害がたくさん出ています。国土交通省は、平成30年度、重点対策にも位置づけておりまして、新設の砂防堤防は原則として、この流木捕捉効果が高い透過型の構造を有する施設整備を下さいと。それから、さらに既設の砂防堤防、私、さつき申し上げたように、既設の砂防堤防についても流木捕捉効果を高めるということから、改良等の有効活用を推進して砂防効果、防災効果を高めるとすることで国のほうが申しておりますので、積極的にこうした事業を取り入れて、安全・安心のためにひとつ御努力をしていただきたいというふうに思います。

一言何かありましたら、よろしく願います。

○県土整備部長（水谷優兆） 今、議員からも御紹介いただきましたように、新設するばかりではなくて、様々な方法を用いて流木の捕捉効果の高い砂防堰堤の整備ができる手法もどんどんと提案されておりますので、三重県といたしましても積極的に活用して、流木被害の軽減に努めていきたいと考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） ありがとうございます。

それでは、しっかりとやっていただいて、住民の不安を一つでも拭いていただきますように、お願い申し上げたいと思います。

それでは、続きまして次の項に移らせていただきます。

水産業の競争力強化対策ということで、平成28年の本県の海面漁業漁獲量は約17万トンで全国5位、養殖業生産量は2.6万トンで全国12位となっております。三重県は、全国有数の水産県の地位を確立しているところですが、しかしながら他の都道府県と同様、多くの海岸、漁港施設においても、著しく老朽化が進んでおり、今後も適切な維持管理と計画的な整備が求められています。

先ほど申し上げましたが、政府の地震調査委員会の南海トラフ地震発生確率が30年以内、最大80%になりました。大規模地震への備えは待ったなしの状況にあります。最も危険地域と思われる漁業地域の防災・減災対策に注力をしていただきたいと思います。

また、水産業を取り巻く状況は、食をめぐるグローバル化の進展、漁場環境の変化など近年大きく変動しており、一層の生産・流通機能の強化、水産資源の管理・回復等が求められています。

そこで質問になるんですけども、海岸漁港施設の耐震対策、生産性向上に資するインフラ整備をどのように進めておられるのか、県の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、海岸、漁港施設の耐震対策と生産性向上に資するインフラ整備につきまして御答弁申し上げます。

まず現状についてでございますけども、県内の海岸、漁港施設の多くでは、御指摘もありましたように、老朽化による機能低下が進んでおまして、近い将来の発生が危惧されます南海トラフ地震等の大規模地震に備えた防災・減災対策を早急かつ計画的に進めていくことが重要というふうを考えております。

また、水産業の生産性向上に向けては、県内の6圏域ごとに拠点漁港を設けておりますので、これら漁港の生産機能の強化を図るとともに、水産資源の回復に必要な干潟を造成することなど、水産基盤の整備を進める必要があるというふうに考えております。

具体的には、海岸、漁港施設の耐震対策につきましては、これまでも県が管理する漁港海岸堤防におきまして、かさ上げや耐震化を進めるとともに、漁港施設の保全工事に取り組んできておりまして、引き続き各漁港の状況に応じた適切な整備を実施していきたいというふうに考えております。

あわせて、被災した後に漁港機能を早期復旧するための手法を取り決めておきます漁港BCPの策定を推進いたしまして、ソフト、ハードの両面から漁村地域の防災・減災対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、水産業の生産性向上に資する水産基盤の整備についてでございますが、これまでも拠点漁港におきまして、荒天時でも円滑に漁獲物の水揚げができるように防波堤の整備を実施するとともに、アサリ資源の復活に向けまして、伊勢湾アサリ復活プロジェクト推進事業によりまして干潟の造成等に取り組んできており、引き続き、これらの整備を着実に進めていきたいというふうに考えております。

さらに今後は、拠点漁港における漁獲物の品質向上や将来的な輸出を見据えまして高度衛生管理を推進いたしまして、一層の生産性向上を図ってまいります。

このように、今後とも拠点漁港を中心に、水産業の競争力強化に向けた整備を進めるとともに、関係機関と連携いたしまして、県民の皆さんの安全・安心を確保する防災・減災対策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御丁寧な御答弁をありがとうございます。

県内の港湾、防災面からまず質問をしたいと思うんですけども、港湾漁港の防災・減災対策に位置づけをされた図がありますので、これを見てください。

(パネルを示す) 防災港湾としては、8港あります。五つの漁港が防災漁港として、指定されているんですね。それぞれ耐震岸壁を備えて防波堤の整備も進んでいるという答弁が今、農林水産部長のほうからございました。

そういう意味からいきますと、非常に安心ができるんですね。大きな災害が起きて陸路からの支援や補給物資が途絶えたときに、こういう漁港、港湾を利用して、海からの支援というのも大きな重要な課題になってくると思います。特に三重県は海に面している面積が非常に大きいですから、そこからの支援をどのように考えていくかということも、これからの防災・減災対策の中では非常に大きな課題になってくるというふうに思っていて、それからいくと、これお許しをいただいて、私の地元の津市のことを少し話をさせていただきたいと思うんですが、津市も白塚漁港と河芸漁港という二つの漁港がございました。これは漁業者の皆さん方の大変な御努力をいただいて、一つの漁港として合併をするということでまとまっていたいただきまして、私も非常に喜んでいる一人でございます。

その漁港のある位置が、今も申し上げたように、非常に堤防が貧弱で高さが足りない、そしてまた老朽化しているということで、早く整備をしてほしいということで、これまで津市が白塚漁港、河芸漁港の管理運営をしていたんですけども、流通拠点漁港として整備をするということで、県がその管理をすることに今、話を進めていただいております。流通拠点漁港として整備することによって、同時に背後の堤防も強化をしていただけるということで、地元も大変喜んでいただいているんですが、これから流通拠点漁港として整備を進めていく中で、この図面でももう一度見ていただきたいと思うんですが、(パネルを示す) 四日市港とこの津松阪港、これ松阪市になると思うんですが、この間にそういう災害のときに荷を揚げたり、人をまたそこから導入したりとするような海岸というか、港がないんですね。

これ、私がちょっと三角の印をつけさせていただいたのが白塚漁港、津の漁港でございます、ここを防災拠点漁港としてさらに整備を高めていただけたら津市民、私も津市民です、議長も津市民ですけども、津市民としては非常に安心できる環境が整うのではないかなというふうに思います。

ただ、漁をする港でございますので、そのことがまた支障になるということもあろうかと思っておりますので、その辺はしっかりと話し合いをしていただいて、防災拠点漁港として整備を進めていただけたらありがたいなというふうに思っているんですが、その取組について御答弁がいただけるようでしたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○農林水産部長（岡村昌和） 白塚漁港の整備ということでございますけども、まず海岸堤防のほうの改修ということで、現在、水産庁と協議を進めておりました、事業が採択されましたら、全長約2キロメートルの堤防のかさ上げ等の工事に入っていきたいというふうに考えております。

また、流通拠点漁港ということになっておりますので、こちらのほうも競争力強化対策といたしましては、高度衛生管理といったような事業でありますとか、また防災・減災対策といたしましては耐震岸壁でありますとか、耐津波防波堤などの整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただいま御提案のありました防災拠点漁港につきましては、白塚海岸が流通拠点漁港であるというふうなこともありますので、今後、そういった防災拠点漁港としての位置づけにつきましては、地元の漁業関係者でありますとか漁業協同組合、また関係の市町の意見もしっかりと聞きながら、検討していきたいと思っております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） ありがとうございます。

間もなく県営化される白塚漁港の海岸堤防の改修計画について、今、御答弁をいただいたところですが、なるべくそういう災害が起きたときに陸路からの支援が全くできないという状況になったときに、海からの支援というのは重要な一つの大きな課題でありますので、そこから対策がとれるような対

応をひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今後、流通拠点漁港として整備を進める中で、漁港本体の整備もできるといふ、そんなお話もございましたので、ぜひ市場、いわゆる市場とか管理施設などの整備も可能になるというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げて、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

それから、次にリニア中央新幹線開業に向けた取組ということで、東京－名古屋間先行開業に向けた取組なんですけど、リニア中央新幹線の質問につきましては、リニア議連会長の長田議員が機会あるごとに質問をいただいておりますので、私が質問するのはちょっと僭越ではというふうには思ったんですけども、あえて質問をさせていただくことにしました。

政府の自公政権は、リニア中央新幹線の東京－大阪間の全線の早期開通を目指して、JR東海に対して財政投融资の利用を含めた8年間前倒しで事業を進めるよう、いわゆる国策化する支援を打ち出しております。自民党会派としましても三重県駅ができるということは、飛行場もない、新幹線もない三重県にとってビッグチャンスと捉えて、三重県の発展を願ひ支援をする立場からも今回、質問をさせていただくということで挙げさせていただきました。御理解をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

リニア中央新幹線につきましては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会や全国同盟会を中心に、一日も早い全線開業に向け要望活動等に取り組んできたところであります。

平成28年には、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議を設置をし、先行県での環境アセスメントや建設工事等に関する課題等の情報収集や、先行開業に向けたリニア駅を核としたまちづくりについて、具体的な方策の検討がなされていると聞いております。

さらに、昨年には、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議が設置をされ、一日も早い全線開業に向け、関係する自治体、経済団体等が一致団結して取り組んでいく体制が整ったと認識をいたしております。

現在、リニア中央新幹線はJR東海が建設主体となって、品川－名古屋間

で建設を進めています。名古屋－大阪間は、品川－名古屋間が2027年に先行開業して、J R東海の経営体力が回復した後、2035年に着工し、その10年後の2045年に開業する計画で進められておりましたが、今、申し上げましたように、8年前倒しということになりましたものですから、2037年に全線開通という方向で進められていくというふうに思います。

全線開業に向けたスケジュールで、今申し上げたように、8年間前倒しということになりますので、2037年には東京－大阪間が開通するということになりますと、もうたったの19年しかないんですね。19年あるのではなしに、19年しかないという状況になってまいりました。

三重県民としては、三重・奈良・大阪ルートと三重県駅の位置がどうなるのか早く知りたいところでありますけれども、東京－名古屋間の開業でも相当のインパクトが予想されております。名古屋市の試算によると、東京－名古屋間の開業に伴う、名古屋駅周辺の移動者数は13%増加するという見込みだそうです。

そこでどうなんですけれども、2027年の東京－名古屋間先行開業の波及効果を最大限享受するためには、平成30年度はどのような取組を進めておられるのか、お尋ねをいたします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（鈴木伸幸）** 2027年の東京－名古屋間の先行開業の波及効果を最大限享受するための来年度の取組についてお答えを申し上げます。

リニア中央新幹線でございますが、東京－名古屋間が2027年に先行開業ということで、その効果を取り込み最大限生かしていくということが非常に大事であるというふうに考えております。

そのため、来年度でございますが、私どもとしましては、東京－名古屋間のリニア開業に伴います移動時間の短縮効果が本県にどのような波及効果をもたらすかなどにつきまして、調査研究を行いたいというふうに考えております。

調査研究に当たりましては、リニア駅を中心とした計画やビジョンなどを

既に策定してみえますリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議の各州市のほうから情報提供などの協力をいただきながら、また大学等高等教育機関の支援もいただき、観光や産業をはじめとする様々な分野での波及効果を探りたいというふうに考えております。

このようにして得られた調査結果につきましては、図や表などを用いまして、パンフレット等でわかりやすくお示しすることにより、県民の皆さんや関係機関のリニア開業に向けた機運を高めていきたいというふうに考えておりますし、この調査結果につきましては、将来のリニア駅を核としたまちづくり戦略計画の策定などにも活用していきたいというふうに考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 質問時間がなくなってまいりましたので、最後まで行けるかどうかわかりませんが、ちょっとお許しをいただきたいというふうに思います。

リニア中央新幹線につきましては、今申し上げたように、時間があつてないようなスケジュールになってくるのかなというふうに思いますので、三重県駅がどこにできるか、まだ確定はしておりませんが、その辺はある程度想定をしながら三重県のあり方というものは、しっかりと考えていってもらわないと、それこそ時間足りなかったわということになってしまいますので、そしてまたただの東京－大阪間の通過駅だけに終わってしまって、何も地域のためにならなかったというような駅をつくってしまっても、これはいけませんので、その辺はしっかり皆さんが頑張ってくださいということで。

それともう一つお願いしたいのは、こういう検討会をする検討チームというものを早急に立ち上げていただきたいと思うんですが、一言だけ知事、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○知事（鈴木英敬） こういう先ほど答弁ありましたような調査結果の成果を関係部局と共有するという中で、将来の戦略計画づくりとかの構想を議論する場づくりというのは必要だというふうに思っておりますので、検討していきたいと思ひます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） どうもありがとうございます。

しっかりと御検討いただいて、早く立ち上げていただくということが一番大事かなと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それじゃ、時間がございませんので次に入るんですが、国宝に指定された高田本山専修寺を生かした観光振興ということなんですけども、この間、実は寺院の関係者の方にちょっとお話を聞かせていただく機会がありましたので話をさせていただきましたら、観光施設としてのこれまでしっかりとそういった対応をしてこなかったけれども、一応三重県のバリアフリーに合致をする施設も整備をさせていただいておるようでして、例えば山門入ったたら入口に車いすが置いてあったり、それから今度、国宝になった如来堂とか御影堂に上がるのにエレベーターもつけてもらってある、そしてトイレもそういうバリアフリー用のトイレに整備されてもらってますので、ぜひそういう方々がいろいろ来ていただくことによって、機縁というふうに言うてみえました。縁ができるという機会縁、機縁を高めていくためにも寺としては嬉しいことですから、ひとつしっかりと対応をお願いしたいということでございましたので、観光資源としてこれからどんなふうに対応できるのか、一言ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 国宝に指定された高田本山専修寺を生かした観光振興について、答弁させていただきます。

平成28年3月に策定されました国の明日の日本を支える観光ビジョンにおいて、文化財を保存優先から積極的に活用していくという方針が示されるなど、国宝をはじめとする有形無形の文化財は地域の誇りであるとともに、観光振興にとっても欠かすことのできない貴重な資源です。

専修寺の国宝指定を誘客につなげるため、昨年11月に発行しました三重県観光連盟季刊紙観光三重やSNSで専修寺をタイムリーに紹介し、あわせて観光三重ホームページにおいて、榊原温泉や伊勢神宮と組み合わせたモデル

コースも掲載するなど、情報発信に努めているところです。

1月と2月には、首都圏メディア2社に現地取材に訪れていただきました。これは11月に首都圏で開催した、みえ旅取材相談会の場を活用し、津市、津市観光協会、専修寺広報担当の方々から、旬の話題として国宝指定の情報提供を行ったことがきっかけになったもので、今後、さらなる情報発信につながるものと期待しています。

さらに、専修寺から蓮の寺として、地域と一体となった取組を進め、インバウンド誘致にもつなげていきたいとの意向がありましたので、昨年11月に蓮が国花であるベトナムを知事が訪問した際に、専修寺からも同行いただきました。

外国人旅行者にとって、日本らしさに触れることができる歴史、文化体験は根強い人気があることから、来年度は。

○議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 海外の方々にも三重の魅力をより知っていただけるよう取り組むとともに、いろいろな体験とも組み合わせ、テーマやストーリー性を持たせながら、また議員から御指摘のありましたバリアフリー観光も通じて、国内外からの誘客促進につなげていきたいと思っております。

以上です。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） ありがとうございます。

もう時間がありませんので、これで終結をさせていただきますが、とこわか国体については、本当に質問するのに準備をしてきたんですが、答弁も考えていただいたと思うんですが、申し訳なく思いますが、また次回機会ありましたらさせていただきますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後1時30分開議

開

議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

議

○副議長（水谷 隆） 日程第2、議案第1号から議案第80号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） 親政みえ鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。提出されました議案につきまして質疑をさせていただきます。

今回上程されております議案第63号主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案という議案でございますけれども、それにつきまして質疑をさせていただきます。今回、この条例を廃止をするという議案は、上位法であります主要農作物種子法が廃止されるということで、条例を廃止するということですが、内容を読みますと、ほ場の確認であったり、事務的な内容でございますので、この条例をなくすということについて、直接異議を申し立てるつもりはありませんけれども、その裏にある主要農作物種子法が廃止をされ、そしてそのことによって出てくる影響、これを何としても三重県では守っていただきたいと、そんな思いで質疑させていただきたいなというふうに思います。

その主要農作物種子法というのは、昭和でございますけれども、27年につくられて65年の長い期間がたっておるんですが、当時としては食糧、いわゆる

米を中心とする食糧を確保する、そのためには増産をするためにどんな種子をつくって、つくるといのは育種も含めてでございますけれども、それをつくって、そしてそれを原種、原原種という形で確保して、それをいわゆる種子を生産をしていただく農家に持って行って、種子を生産をして、それを農家に供給すると、こういうことを各地域の都道府県にやりなさいという内容でございます。

各都道府県って国がやったらいいではないかという話がありますけども、日本列島の北から南まで非常に長いので、それぞれの地域に合った品種を育成しなさい、それで奨励品種を決めなさい、決めたその奨励品種をきっちりした管理のもと、農家に渡しなさい。これによって日本の農業、特に主要農作物についての生産を確保していこうという趣旨の法律であります。

その法律が廃止をされた。経過については、私、非常に驚いたんですけども、一昨年(2016年)の9月に何か難しい名前の検討会があって、名前が出てきません。要は、一昨年の10月に初めて主要農作物種子法を廃止しよう、という話が出てきて、その第4回目とお聞きしてます、その会議の中で主要農作物種子法を廃止していきましょう。昨年(2017年)の4月に廃止をされたという非常に短期間に廃止をされた、そういうものであります。

その主要農作物種子制度というのは、先ほど申し上げた法律があって、その法律に基づいて規則があって、その下に次官から通知が出ていて、あるいは局長から通知が出て、非常にきめ細やかな形をとって、制度をとって種子の品種改良を含めて、大変我々農業者から見るとすばらしい管理の中でやられてきたということでございます。その法律がなくなった。あと、どうしたらええんだろうと、こういう話でございました。今まで、実は先ほど申し上げたように、三重県としても、ちょっと調べさせていただきました、たくさん品種をつくっていただいておりますね。

特に米、三重県の場合ですと水田農業が非常に盛んでございますので、それに基づいてコシヒカリであったり、これ、いろんな品種があって、73%県内産です。麦に至っては91%。こういう本当にしっかりした体制をもってや

っていただいております。

それが廃止されたものですから、昨年の9月に私、一般質問で、これ、どうするんだというお話をさせていただきましたが、農林水産部長のほうから、主要農作物種子法は廃止ということになりましたけれども、県といたしましては、稲、麦、大豆の種子確保は水田農業の推進にとって極めて重要であると考えておりますので、法廃止後も引き続き種子生産に関与していく必要があるというふうに考えておると。特に、本県の気候や土壌に適した優良な種子を確保していくために、品種特性などを調べ、技術情報を収集して、分析して種子の生産者に提供しながら頑張っていくと。コシヒカリや結びの神が県内で必要な種子の量を確保していきますよと、こういうような御答弁をいただいておりますが、今後も今までどおりやっていくというふうに私は解釈しておりますけども、この辺のところ、お考えをお聞かせ願いたい。今後、どんな形で種子を守っていくのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 主要農作物種子法廃止後の対応ということでございますけども、まず本県におきましては、種子の生産状況といたしまして県内の9市町において種子が生産されておまして、稲、麦、大豆ということなんですけども、稲は73%、麦は91%、それから大豆は41%で県産種子が供給されておまして、稲、麦、大豆の安定供給に大きく寄与しているというふうに考えております。

こうした中、先ほども御紹介ありましたが、国においては主要農作物種子法が廃止されたということですけども、こちらにつきましては、民間事業者の活力を生かして種子開発を活性化させるということの目的で、廃止されたものというふうに聞いております。

このような中で、県といたしましては稲、麦、大豆の優良な種子確保は、本県水田農業の振興に重要であるというふうに考えておりますことから、主要農作物種子法の廃止後も、今までの種子生産に係る枠組みを維持することといたしまして、関係団体と進め方などにつきまして協議してまいりました。

具体的には、これまでの協議や生産現場の考えなどを踏まえまして、今後とも県が中心となりまして、主に5つの点で取組を進めていきたいというふうに考えております。

まず一つは、県で奨励すべき品種の決定、それから種子生産の計画策定、それから奨励すべき品種の原種、原原種の生産と提供、そして種子生産に係るほ場審査と生産種子の品質審査、それで最後5点目ですが、品種特性などの技術情報の収集、分析及び種子生産者に対する技術的支援などを引き続き実施していくこととしておるところでございます。

このため、新たに要綱を定めまして、現場が混乱することがないように、関係団体と協力しながら、本県における主要農作物種子の安定供給に取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

今までどおりやるんだということだというふうに理解をさせていただきますが、これ、根拠法がなくなって、国の予算が今までどおり、ちゃんと確保されるのかどうかというのは大変心配でございまして、この廃止の後で附帯決議がついて、農林水産省としても今後各県に判断は任すけども、交付税措置もしていくというふうに言っておりますが、この後、どんなふうが続いていくのかというのは大変心配でございます。

そういう意味で、予算的な考え方についてはどんなふうにお考えですか。

○農林水産部長（岡村昌和） 予算措置につきましては、まず財源確保ということで、先ほど議員おっしゃっていただきましたとおり、附帯決議に基づいて地方交付税措置がなされるということで、去る1月に通知が参りまして、地方交付税による地方財政措置を講ずる方針となったというふうに通知がございましたので、その財源を活用しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、また来年度予算におきましても、約300万円ということでございますが、昨年とほぼ同規模の予算を確保していきたいと考えておりますので、引き続き、同様の取組をしていきたいというふうに考えております。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） 当面の間という言葉がたしか入っていたと思うんですが、これがいつまで続くのか大変心配でございますので、それだけではなしに、やっぱり県としても、そのことを続けていくんですよという一つの表明といえますか、一つの仕組みといえますか、制度というのが私は必要だというふうに思っております。

具体的なやり方ですが、この間、主要農作物種子法に基づいて農林水産省の次官あるいは農蚕園芸局長のほうから何度か通知が出ておりますけれども、それと同じことをやっていくというふうに理解してよろしいですか。

○農林水産部長（岡村昌和） はい。これまでの法の趣旨に沿った取組と同様のことを県においても対応していきたいと思っております。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

ぜひ、私の個人的な意見ですけども、要綱でというお話があるやに聞いておりますが、事がいわゆる食糧にかかわる問題でございますので、単に農業者という視点ではなくて、県民の食糧という視点から見たときに、やはり種子について確保していく、育種を進めていく、これが大変重要だと私は思っておりますので、ぜひ条例という形でお考えいただきたいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、まず要綱に基づいて、これまでと同様の取組をしていきたいと思っております。

その中では、米麦協会などの関係団体とも協力もしながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、またこれら団体にも参画いただきながら、この要綱に基づく種子生産を円滑に進めていくために、採種事業に関する検討会（仮称）というようなものを立ち上げながら、実際上の取組をやっていくに当たっての検証とか、あるいは問題点の抽出、また改善といったようなものを行っていききたいと思っております。

御提案のありました新たな条例につきましては、この検討会におきまして、

種子を取り巻く情勢変化でありますとか、あるいは県内の種子生産状況、また他県の取組動向等を十分に確認もさせていただきながら、その必要性も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） とりあえず要綱でスタートして、情勢を見ながらということだというふうにお聞きいたしました。

既に新潟県、兵庫県では条例化をされようとしております。私は、条例という形で県のいわゆる種子に対する考え方、農業に対する考え方、食糧安保に対する考え方をやはり示すべきだというふうに思います。

主要農作物種子法が変わって種苗法に変わります。この変わることで、発生する問題、いろいろ私は主要農作物においてはあろうかと思えます。これはまたの機会で議論させていただきたいというふうに思います。時間になりましたので終わりますが、ぜひとも条例という形で方向性を定めていただきたいというお願いをして終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 47番 山本 勝議員。

〔47番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○47番（山本 勝） 自民党会派の山本勝でございます。時間も15分ということでございますので、通告に従って質疑させていただきたいと思えます。

まず議案第9号、平成30年度三重県一般会計予算に計上されている事業承継関係の予算について質疑させていただきます。

この事業承継につきましては、昨年9月の一般質問で我が会派の中嶋議員が、そしてまた12月の総括的質疑では、青木議員がそれぞれ質問をいたしました。改めてもう少し広い分野での質疑をさせていただきたいと、このように思います。

特に我が国の企業経営者の平均年齢は約60歳で、今後多くの経営者が引退すると言われております。経営者の引退が予想される企業が後継者を見つけられずに経営が黒字であるにもかかわらず廃業に追い込まれる、いわゆるのれんを下ろすという、こういうような形に今後なる可能性が多分にあると思

いますが、そうなりますと雇用はもとより優れた技術やサービス、それからノウハウが失われ、我が国の経済、地域経済の成長をとめてしまうという形になりかねない、非常に懸念をしているところでございます。

実際に、近年は倒産件数が若干減少傾向であるというようにお聞きをしておりますけれども、後継者不足を背景に休廃業、そしてまた解散件数が増加しているということはお聞きをいたしておる次第でございますが、このまま中小企業、小規模企業の事業承継問題を放置すれば、廃業の増加につながって、2025年ごろまでの10年間で約650万人の雇用が、そしてまた22兆円の国内総生産を失う可能性がある、このような試算も出ておるわけでございまして、まさに事業承継は喫緊の課題であると考えております。

こうした事業承継問題に対応するために、国においても各都道府県への事業引継ぎ支援センターの設置をはじめとして、事業承継ガイドラインの策定、そして平成29年7月に事業承継5カ年計画を公表して、事業承継の集中支援を行っておるところでございます。三重県におきましても、先般、2月14日の全員協議会や知事提案説明においても、平成30年度はこの事業承継に力を入れていくと、こういうことでお聞きをしたところでございます。

そこで質問いたしたいと思っておりますが、本県経済を支える中小企業、小規模企業が円滑に事業承継をできるよう、今般、三重県事業承継支援方針を策定をし、この方針に基づいて国、県、商工団体、金融機関、専門機関等のオール三重体制による、三重県事業承継ネットワークを核としてプレ承継、事業承継、そしてポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を、事業承継支援総合対策事業を中心に総合的に、集中的にやっていくということでございますけれども、具体的にどのような取組を行っていかうとされておるのか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

○雇用経済部長（村上 亘） 円滑な事業承継に向けての具体的な取組について、御答弁を申し上げます。

三重県内の中小企業及び小規模企業の事業承継への意識や取組状況を把握するため、今年度、おおむね60歳以上の経営者を対象としましたアンケート

調査を実施いたしました。

調査では、事業承継の準備に具体的に取り組んでいる企業は3割に満たないという状況や、約4割の企業では後継者の決定が進んでいないという結果のほか、廃業を検討している企業の4割以上が後継者難を理由としているなどの課題が明らかになったところでございます。

事業承継に関しましては、2020年ごろに団塊世代の経営者の大量引退時期が到来いたしまして、後継者の不在による廃業の増加、それに伴う雇用や技術、ノウハウの喪失など、本県経済の活力に直結する重大な問題であると認識をしております。

一方、事業承継の準備には、後継者の育成期間も含めると5年から10年程度を要することが多いと言われておりまして、また親族内承継や社員への承継、M&Aなどの第三者承継といった事業承継の類型に応じた支援や、企業の準備状況に応じた個別の支援が求められているところでございます。

こうした事業承継の課題を解決するため、昨年8月に国、県、商工団体、金融機関、専門家団体等からなる三重県事業承継ネットワークが今年度中に策定をいたします三重県事業承継支援方針に基づいて、今後5年間を事業承継の集中取組期間と定め、関係機関と連携した支援を実施していくこととしてございます。

平成30年度は、当初予算に事業承継支援総合対策事業を計上いたしまして、事業承継に向けた準備段階から具体的な課題を解決する段階、そして承継後の再成長に向けた段階までの各段階において、総合的な支援を実施していきたいと考えてございます。

具体的には、事業承継に向けた準備段階であるプレ承継では、早期かつ計画的な事業承継準備に対する経営者の気づきを促すことを目的に、三重県事業承継ネットワークを中心としました事業承継診断の実施やセミナー開催などによりまして、事業承継の準備に向けた経営者への働きかけを強化していきたいと考えております。

そして、事業承継診断などで掘り起こされた課題を解決する事業承継の段

階では、後継者が継ぎたくなる環境整備を三重県版経営向上計画などの経営計画の作成、実行を通じた事業の見える化や経営の磨き上げとともに、専門家派遣による課題解決、三重県事業引継ぎ支援センター等による後継者のマッチング支援などを進めます。

また、事業承継時における株式や事業用資産の取得に伴う資金繰りの支援を行うため、平成30年度から三重県中小企業融資制度に事業承継支援資金を創設したいと考えております。

さらに、事業承継後の安定化と再成長に向けたポスト承継の段階では、事業承継後の初期段階である事業者に対し、金融機関や支援機関等と連携しました伴走型支援の実施や、国の事業承継補助金の活用促進などを図っていきたいと考えております。

このように、事業承継支援総合対策事業を中心としまして様々な関連事業を活用しながら、プレ承継、事業承継、ポスト承継の各段階に応じたきめ細やかな支援を総合的、集中的に実施することで、事業承継をめぐる課題を解決し、円滑な世代交代を通じて本県経済の持続的発展につなげていきたいと考えてございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 御答弁ありがとうございました。

ちょっと時間がございませんので。それで、一応事業承継をいろいろ今回新しく対応されて、総合対策でやられていくということでございますが、その中で特に技術の流出という面で、例えば、大企業あたりが協力工場に技術を、どんどん独自の技術を入れていきながら、それが今回もう廃業という形で事業が他人に移っていくというようなケースもあって、なかなかそういう面では、企業の経営者というのも、この技術の流出という面では大変シビアな、そういう面も持っておるわけでございますけども、そんなようなところ、時間がないですけども、ちょっと何か考え方がございましたらお聞きしたいと思えます。

○雇用経済部長（村上 亘） 今、議員がおっしゃっていただきました技術の

流出につきましては、一部経済紙でも問題視をしているということは承知をしておりますので、今後、検討課題としていきたいというふうに考えております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございました。

一応、了解させていただきますが、次に糖尿病発症予防対策事業についてお伺いしたいと思います。

これは知事の経営方針の柱の、6本柱のある枝葉の1本でございますので、肝入りの事業ということで、ちょっとお聞きをしたいと思います。今回、予防医療の重要性が再認識をされるということで、こういうような事業を出されたわけでございますけども、3点ほど、特に大変県財政が厳しい中での事業の背景の狙いとか、それからあと関係団体の糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定を結ばれた、この辺の内容とか、それから人材育成等にかかわるいろんな新たな取組等についてもお伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 全国で糖尿病が強く疑われる人は約1000万人と言われておりまして、国民病といっても過言ではございません。悪化すると神経障害、網膜症、腎症など重大な合併症を引き起こすと言われております。

特に腎症が重症化いたしますと人工透析を導入することとなりまして、週3回、1回につき4時間から5時間ベッドに横たわる生活は患者のQOL、生活の質を大きく下げてしまうこととなります。

費用面おきまして一人当たり年間約500万円ということでございまして、社会保障費全体を大きく圧迫するという状況になってございます。

本県の糖尿病の年齢調整受療率は、平成26年患者調査におきまして全国第1位ということでございまして、早期発見、早期治療によりまして、糖尿病あるいは予備群の人たちに適切な保健指導を行うことで、発症や進行を抑える対策を講じる必要がございます。

このため、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたように、三重県医師

会に設置されております三重県糖尿病対策推進会議に県も協力いたしまして、平成29年10月、三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したところでございます。

このプログラムは、各市町が持つ健診データを活用し、糖尿病が強く疑われ、かつ治療を受けていない方々に対しまして医療機関への受診を勧めることや、重症化のおそれのある糖尿病患者に対する保健指導を行うための市町と医療機関等との連携の手順書となるものでございます。

さらに、平成29年12月には、三重県医師会、県内の専門医等で構成いたします三重県糖尿病対策推進会議、市町をはじめとする保険者の代表でございます三重県保険者協議会、そして三重県の4者でプログラムに基づいた、それぞれの役割分担と連携、協力の内容を定めた糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定を締結したところでございます。

こうした動きに対応するため、この平成30年度の新たな取組といたしまして、糖尿病発症予防対策事業を当初予算に計上しております。

具体的な事業内容としまして、引き続き、関係機関と連携した県民への予防啓発の事業に加えて、各市町における重症化予防プログラムの取組が身近な地域で効果的に行われるよう、看護師等の医療従事者や地域で保健指導を行う保健師、管理栄養士など、糖尿病に対する予防や支援にかかわる職種を対象といたしました糖尿病重症化予防研修会を実施し、人材の育成を図っていくこととしております。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございました。

いずれにいたしましても、病院側というのは、ある面では医師を含めて経営という観点もあろうかと思えますし、それから行政のほうは少しでも予防観点でそれが措置できて、そしてまた医療費の増につながらんようにと、こういうことでいかれるということでございますので、いずれにいたしましても、この事業が医師と保健師とを指導される、こういう立場の人たちが適切

にそのような形の効果を発揮していただけるような事業になればなど、このように思いますので、どうぞ引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。私の質疑をこれで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） こんにちは。日本共産党の山本里香と申します。自民党の山本勝議員に続いて質疑をさせていただきます。

議案第28号、三重県いじめ防止条例案に関する質疑です。たくさん質疑をしたいことがあります、これ一本に絞らせていただきます。

全国でいじめが深刻化して悲しく痛ましい、つらい事件が発生する中、国において、2013年、いじめ防止対策推進法が制定され、三重県でも三重県いじめ防止基本方針を策定しています。

知事が公約にもされており、大いに意欲を持たれ、今回の三重県いじめ防止条例案上程となったわけです。子どもの声を丁寧に聞き、子ども目線で制定するとおっしゃっています。

いじめは特定の人間を長期的に心身ともに痛めつける人権侵害そのものということは、この議場にいる全ての者が共通認識になっていると思います。

提案されている条例案の文面やその思想が、本当に子どもの目線になっているか、真に防止に有効かつ役立つものであるのかということで質疑をしたいと思います。

本条例案は、第1条目的に、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえてとなっていますが、このいじめ防止対策推進法自体に問題が多くあります。

その当時、制定の当時ですが、国がいじめ防止対策推進法をつくったときに、衆議院、参議院とも、わずか4時間の審議で、子どもたちなど関係者からの意見聴取もしなかったという拙速。

二つ目に本条例案でもそうになっていますが、いじめを行ってはならない、もちろんいじめは行ってはならないという認識は皆持っていると思いますけ

れども、事の善悪は学校や家庭での指導も含めて、子どもたち自らが学び取っていくことが重要で、上から命令で押さえつけるようなやり方はどうでしょうか。そして、いじめ防止対策推進法では厳罰化が明記されています。厳罰化で解決できるでしょうか。

三つ目、また道德教育の充実においては、もちろん前回の一般質問でも述べたように、市民道德の教育は重要ですが、大津市のいじめ自殺の教訓からも、第三者調査委員会の報告書は道德教育の限界を指摘しています。お考えはいかがでしょうか。

四つ目、被害者や遺族への知る権利の扱いは、隠蔽を許さず、子どもたちへの信頼回復、再発防止の点で重要ですが、いかが取り扱われているでしょうか。

五つ目、国連子どもの権利委員会は、日本の教育システムは競争的で、それが子どもの遊ぶ時間や体を動かす時間、休養する時間などを奪い、子どもに大きなストレスをもたらし、体や精神の健康な発達をゆがめていると厳しく指摘しています。今日、その状況はとどまるどころか広がっておりと考えます。教育への管理が加速しています。この子どものことは子どもに意見表明権があるという子どもの権利条約のことはもちろんのことですが、この国連子どもの権利委員会の指摘をされるまでもなく、いじめについての研究の中で様々論じられていることの根本的なところへの言及がなされていないままでは、本当の意味のいじめ防止につながらないのではないかと危惧があります。この視点は三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会の議事録でもなかったように思います。いかがでしょうか。

六つ目、最後に学校内におけるいじめは生徒間のことだけではなく、行き過ぎた指導ということでの教員が関与する問題事例も社会問題になっています。子どもにとってはいじめということになる、こういうものについてですが、この論議も三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会でもなかったように思いますが、この条例案上程になりまして、発議者の知事、条例案策定実務者の教育長にこれら問題点の認識と、条例案についてのそれらの見解を求め

たいと思います。

○知事（鈴木英敬） いじめはどの子どもにも起こり得ることでありまして、社会全体で取り組んでいく、あるいは全ての大人が意識をしながら社会総がかりでやっていかなければならないということでもあります。

国の法律制定過程の子細を私は承知しているわけではありませんけれども、今回は子どもたちに意見を聞いてということをも重視した条例の策定過程になっています。昨年度から本年度にかけて約5300人の小中学生と高校生にアンケートを実施しました。それから、高校生がいじめの防止に向けて議論をし、行動宣言をまとめる意見交流会を開催しました。それから、全ての大人が意識しようということでもありますので、保護者の代表、臨床心理士、弁護士、有識者など子どもにかかわる様々な立場の方で構成する検討委員会で、幅広く意見を聞いてまいりました。

子どもたちの意見で、いじめをなくすためには、一人ひとりの違いを理解すること、互いを尊重することが大切だと、こういう子どもたちの意見とか、子どもたちの主体的な行動に対する支援が必要であるといった検討委員の意見を踏まえまして、これらのことを本県独自の基本理念として位置づけました。

また、本県独自の規定でもあります児童生徒の役割は、子どもたち自身のいじめは絶対してはいけない、見て見ぬふりをしないという思い、これは子どもたち自身の意見の中から出てきたものですが、そうした子どもたちの思いを大切にしたいという検討委員の意見も反映させています。

いじめを見逃さないでほしい、家でしっかり話を聞いてほしいという子どもたちの意見を教職員や保護者の責務として定めています。

このように本条例案においては、策定過程で得た子どもたちの意見をしっかり思いを込めて書かせていただいたつもりであります。

とりわけ先ほど上から目線ではないかということをおっしゃいましたけれども、今、申し上げましたとおり、子どもたちの主体的な行動、そういうものを大切にしたいというようなことで条例を策定してまいりましたので、い

ずれにしましても、法令上の文言はいろいろあるかもしれませんが、我々、決してそのような意識で考えておりませんので、子どもたちが主体的に、そして子どもたちに寄り添った、そういう条例の運用、執行になるようにも努力していきたいと思えます。

○教育長（廣田恵子） 私のほうからは、行き過ぎた指導をという6番目の質問のことについて答弁をさせていただきます。

子どもたちが日々を過ごす中で、実際に接する大人や、メディアやインターネットで見る大人の振る舞いが、子どもたちに影響を与えるという指摘があります。

中でも、子どもたちが多くの時間を過ごす学校において接する教職員というのが与える影響は非常に大きいというふうに考えております。

意見交流会とか子どもたちへのアンケートでは、大人が知らないふり、見ないふりをしないでほしい、大人は子どもの見本となってほしいといった大人の言動に対する意見が多く出されております。

こうしたような意見であるとか考えを踏まえまして、条例案では、教職員の責務として、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深めると規定をしております。

今回の条例制定を機会に、改めて教職員が自らの言動について振り返るとともに、子どもたちをしっかりと見守り、子どもたちに自らを大切に思う気持ちとか他者を思いやる心を育むことができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○4番（山本里香） ありがとうございます。

私もこの検討委員会のいろんな資料を見せていただいたり、アンケートや委員の方も各界の方に出させていただいてお話を進めているということを確認をさせていただきまして、この国が法を制定するときの問題点を一つ、皆さんがわかりながら広く子どもの意見を聞くということをされたんだということは、よくわかりました。

条例の一文一文を読んでいて、本当に納得するところがあり、今、知事が

紹介されたように総がかりというような言葉であるとか、一人ひとりの違いをと、先ほど大人社会全部含めてという意味のそういった文言が入っているということは、これ、なかなかすばらしい部分があるというふうに感激をいたしました。読んだときに、それで、説明も受けて感激をしたところなんですけれども、よくよく配慮されているなど思った部分がありました。

4回の委員会で、2時間ずつですから8時間でしたけれども、その内容も委員の方々は忌憚なく御意見も言われていたようにも思います。

けれども、やっぱり8時間だったので、時間的な制約であるとか、このいじめ防止対策推進法の上位法があるという、この何といいますか、この条件がやっぱり歯どめをかけているというか、今、もうひとつ奥に踏み込めなかったんじゃないのかなという限界があったんだなということは同時に感じました。運用がどのようにされていくかということが大切なことだと今、知事からあったように思っています。先ほどのいじめはいけない、してはだめだということは上から目線だと私は申しましたけれども、一般的にこれがどういう政策過程の中でつくられてきたかということがわかるように啓蒙というか、子どもたちにも通知通達、一緒に勉強していかないといけないので、そのところをただこの条例の文言だけではなくて、きちんと伝わるようなことをこの条例でいくのであれば、していただきたいと強く強く思います。そうでなければ、そこまでされた皆さんの真意が伝わらないというふうに思っていますので、そのことをまず最初に言わせていただきます。

いじめを防止する施策を進めるためには、皆さんも同じ思いだろうと思えますけれども、何よりも子どもの命と人権を守る立場というのが大事だと。子どもがいじめられずに安心して学校で安全に人間らしく生活をしていく、学校だけでなく社会でも地域でもということは大切なことです。一人ひとりの幸せ、成長と発達のために教育があるとするならば、全ての子どもたちの人格の完成を目標に、先ほどありました、子どもの個々の能力を豊かに伸ばせる教育を進めなければならないと思っています。

いじめられている子どもを早い段階で救い守ることは、文部科学省も言っ

ているように、いじめをする状況が誰にでも起こり得るというのであるとするならば、いじめをする子に対しても、いじめの初期の段階で、いじめは悪いことだからしないでおこうという思いに至る、その環境や教育が大事で、導くことが大事だということをみんなが思っていると思います。

発達段階の子どもは間違ふことがあります。でも、間違えたときに、どこが間違ったのかを学ぶこと、よりよい解決の方法を理解していくということで子どもたちは成長し、いじめについて言えば、いじめはしないようにしようといった自身のものになっていくと思います。どこが間違ったのかを学ぶことが大事で、子どもたちはいじめの禁止だけでは、やっぱり先ほど言ったその趣旨を、この条例制定に当たっての思いをきっちり伝えていただきたいと思います。

初任者のときに、私は、学校は警察ではないと先輩の方に教えられたことを思い出しますが、子どもの成長の過程から見て、子どもたちに上から規範意識を押しつけるだけのこの進め方はしないようにと願います。

また、私は、今の政治の中にもいじめがある、大人社会にもいじめがある、このことが大きく家庭に、子どもに影響していると思っています。いじめの背後にある問題や、いじめを生み出す問題については是正することが必要です。

しかし、この条例では、時間が足りなかったことだけではないと思うんですけれども、いじめを子どもの個人の問題にしてしまっているところでどまっていて、いじめが社会のあり方と根深いところでつながっているから、どう解決をしていくかということに思いが、そこまでは突っ込みがないというふうに思っています。そこを曖昧にしています。対処法でしかない、それらの論議がなされなかったということが大変残念です。

いじめを発見したときの機敏で迅速な対応をはじめ、相談の窓口、情報収集は明確化されていますけれども、いじめは担任はもちろん、全教職員が情報を共有し、学校全体で対処することが何より重要。かつて、ストーブ談議と言って、放課後の職員室でストーブの周りに教師が集まって、クラス運営の悩みや、授業改善に向けての論議、また指導の難しい生徒、心配な生徒の

ことを話し合う中で情報共有して、それこそ暖かく職員が一緒になって子どもたちに対応したものです。行き過ぎた指導や間違った考え方も先輩教員から指摘もしてもらいました。今はそんな姿も見られないというふうに聞いています。子ども一人ひとりと向き合う時間が十分に確保できないどころか、ゆとりがなく教員間でもバラバラにされている。一人で抱え込む。現状このままでは、この条例によって、細心の気を張りめぐらして、みんなで情報共有して当たりましょうということが本当にできるのかどうかと心配をいたします。

福井県の事件では、学力重視の体制が指導死を招いたと調査委員会が報告、以前も兵庫県で生徒指導による厳罰化によるものと思われる自死事件があった、教育のあり方が問われているのです。

三重県いじめ防止条例案審査に当たりまして、日本国憲法と子どもの最善の利益を保障するとした子どもの権利条約に基づく立場で審査をしていただきたい。いじめ防止で何が重要かを十分に審査をしていただきたいと、心より願うばかりです。質疑を終わります。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。今日は議案第9号の質疑ということで、生活困窮者自立支援事業に絞って幾つかお聞きをしていきたいと思ひます。

午前中からも中村進一議員から代表質問がありましたので、少しかぶらないようにしたいなと思ひんですが、今、開会中の国会では、政府から生活困窮者自立支援法の改正案が提案されていまして審議をされているところです。これまでの生活困窮者自立支援制度が施行されてからの課題や、そして今後、法改正ということも見据えて県としてどのように対応していく準備をしておられるのかという点を伺っていきたく思ひます。

生活困窮者自立支援法の改正案の中に、事業実施自治体の各部局間で生活困窮者を把握した場合は、自立相談支援機関への利用勧奨を行うという、そ

ういう努力義務が設けられるということになっているほか、関係機関の情報共有のための会議体を設置して、その中でネックだった個人情報の守秘義務をどうするかというところも整理をさせているということです。

代表質問でも部局間との連携というお話があったので、この辺は要望になるかと思うんですけれども、福祉部局以外のところは日々違う業務をしているわけですから、いくら連携とか研修とかといっても、それは本当に大変なことだと思いますけれども、生活困窮者自立支援につなげていくということは、これは地域づくりにつなげていくことだと、そういう認識に立って一層連携を深めていただきたい、それは要望しておきたいと思います。

それから、地域共生社会を目指すという上で、この生活困窮者自立支援制度という名前を見たとき、よっぽど生活に困窮していなければ使えない制度ではないのかなというようなイメージを持たれがちになってきます。

今回の法改正の中でも新たに加わったのは、生活困窮者というのは現に経済的に困窮しているかどうかというだけではなく、地域社会との関係性、その他の事情によりという文言が入って、地域から孤立している状態も含めて広く新たな縦割りをつくらないような、そういう体制をつくっていかうということなんですけれども、特に地域住民に対するこの生活困窮者自立支援制度の周知、あるいは事業者に対する周知というのをもっと力を入れてやっていかないといけないというふうに思うんですけれども、健康福祉部長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（田中 功） まず、議員のほうから御紹介もありましたけれども、生活困窮者自立支援法が施行されてから3年がたつということで、この2月9日に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案が国会に提出されております。その中には、御紹介もありましたが、都道府県等の各部局が、例えば福祉だけじゃなくて雇用や教育や税務や住宅等々が絡んでくると思いますけれども、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用を勧奨するということが努力義務として課されたということ、今まで対象者の把握が非常に難しく、把握した中でもなかなかつなぎ切れてなかつ

たというところがございまして、それについては改正法案の中のものも活用した中で、しっかりとつないでいくということが可能になるかと考えております。

それから、企業とかそこら辺の周知でございますけれども、生活困窮者を例えば把握する可能性のある企業というのがございます。例えば、電気とかガスとかそういう関係でございますけれども、そういう企業に対しましても、生活困窮者自立支援の制度の周知をきっちり努めまして早期に把握する。早期に把握するために、そのための取組をきっちりと進めていきたいなと考えております。

それから、地域についても各地域で単なる生活が困窮しているという人ではなくて、地域との関係で非常に疎遠化されている方についても、しっかりとそういう把握をした上で、支援につなげていきたいなと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） わかりました。

ちょっとテンポよく質問していきたいと思います。以前にも一般質問で、平成27年の11月に取り上げたんですけれども、直ちに一般就労が困難な人に対して就労準備支援事業、あるいは認定就労訓練の各事業がありますけれども、受け皿になる事業所が不足しているという声を聞きます。

生活困窮者に寄り添いながら就労への支援を行って一般就労も見据えるには、企業ですとか経済商工団体への浸透というのは欠かせないと思います。県として雇用経済部とも連携して積極的に生活困窮者を受け入れる事業所の掘り起こしをやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 今、議員がおっしゃいましたように、生活困窮者自立支援法では、ひきこもりなど日常生活の自立の難しい方や、就労意欲が低いなど、就労に課題のある方、そういう方々を企業等に受け入れていただきまして、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的に行うという事業が就労準備支援事業です。日常生活はある程度自立しているものの、経験不足とか、あと一般就労が困難な生活困窮者に対して支援つきの中間的就労

の場を企業等に提供していただくというのが、就労訓練事業でございます。

就労準備支援事業につきましては、今年度、県内8事業所に御協力をいただきまして、22人の利用があるところです。就労訓練事業は県が事業所を認定するという仕組みになっておりますけれども、現在、21の事業所が認定されておりまして、今年度は5つの事業所で6人の方が利用になっているところでございます。

いずれにしても、この事業所に対しましてこの就労訓練事業、就労準備支援事業というのは多大な御協力をいただくというのがございまして、実施する仕組みになっておりますので、事業を推進していきますのには、御協力をいただく企業をどんどん増やしていくというのが、大きな課題になっているところでございます。

県としては、支援対象者が通勤できる範囲にある社会福祉法人であるとか、企業の方に受け入れのお願いはしているところでございますけれども、引き続き受入体制を働きかけていく必要があると考えております。

それから、生活困窮者の就労訓練の受け入れに不安を持たれる事業所もございまして、好事例の取組を紹介するとか不安解消を図ってまいります。県による協力事業所の取組の発信であるとかPRであるとか、例えば表彰を行うとか、そういうインセンティブの付与についても、協力企業等の意見も聞きながら今後進めていかないと、なかなか増えないかなと考えているところでございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 平成27年11月30日、当時の伊藤健康福祉部長にインセンティブの話をしたんですけれども、私は優先調達をやってはどうかというふうなことを言いましたら、そういったことも含めて今後検討していきたいというような、今後検討していくというような、そんなニュアンスの答弁があったわけなんですけれども、優先調達を設けることによって、福祉部局ではなく、いろんな部局でこの生活困窮者自立支援制度はやっぱり浸透させていくような、この庁内全体の機運をつくっていくことにもつながるのではない

かなというふうに思うんですけれども、当時の伊藤健康福祉部長の検討状況から含めて、それはどのようにになりましたでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 優先取引の関係でございますけれども、それにつきましては、基本的には今、議員がおっしゃられたように、それが機運につながるという面もございますけれども、まずもっては障がいを持たれた方々の就労を守る大切なツールとして今やっているところでございますので、まずはそれをその障がい者の方々のところを中心にやっていきたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） それでは次、生活困窮家庭の子どもの学習支援事業について伺います。

新たに高校生世代、あるいは中退をした方も含めてということで、加わってやっていくということなんですけれども、こういう対象者というのをどういうふうに把握していくかというふうなことを、まずお聞きをしたいと思えます。

それから、新たに法改正の中にもあるんですけれども、子どもの生活習慣ですとか育成環境の改善に対する助言、これは親への発信をやっていくということも含まれているわけなんですけれども、このことも含めて2点、御答弁いただきたいと思えます。

○健康福祉部長（田中 功） 子どもの学習支援事業についてでございますけれども、県では、平成25年度から生活困窮家庭や生活保護世帯の子どもの学習支援に取り組んでいるところでございます。平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく事業としまして、福祉事務所設置自治体が実施主体となって取組を進めておまして、現在、県の所管の郡部も含めまして、県内25市町において学習支援が受けられるという状況になっております。

対象者の把握についてでございますけれども、生活困窮者の相談窓口であります自立相談支援機関や、生活保護窓口でございます福祉事務所等が相談を受けて、対象世帯の状況を把握し、必要な支援につなげているところでござ

ざいます。

学習支援事業につきましても、これらにより把握した子どもがいる世帯に利用を呼びかけるとともに、事業のPRも行いながら、必要な方に支援が届くよう努めているところです。

県の学習支援事業では、現在、中学生を対象として高校進学を目的に学習支援を行っておりまして、家庭を訪問する等によりまして、週1回90分程度の子どもの学習支援を実施しています。また、これとあわせて訪問時には、保護者に対して学習習慣、子どもの健全育成等の相談に応じ、子どもの養育に必要な情報の提供や助言も現在行っているところでございます。

平成30年度からは、県の学習支援事業についてですが、対象をこれまでの中学生から新たに高等学校を中退した人を含みます高校生世代にも拡充して、学習支援や進路相談などに取り組むこととしています。

また、今国会に提出されました改正生活困窮者自立支援法案においては、子どもの学習支援事業について、学習支援だけでなく生活習慣であるとか育成環境の改善に関する助言等も追加し、子どもの学習・生活支援事業として強化する内容が盛り込まれているところでございます。

必要な人に必要な支援が届くようにするということが非常に重要でございまして、今回の法改正等で盛り込まれている対象者を把握した教育などの関係機関が利用勧奨することにより、早期に対象者を相談窓口につなげる取組を進めるなど、今後も市町、関係機関との連携を一層密にしていきたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 生活困窮の事業に現場で携わっている方からの声というか、提案いただいたんですけども、学習支援の中で高等学校卒業程度認定試験をもっと活用していくことができないかと、そういう子たちに、この試験をとることがもちろん自己肯定感にもつながってくるし、将来働くときとか進路選択のときに、お守りになるんじゃないかというような、そんな提案をいただいたんですけども、これ、教育委員会と連携をして、しっかり取り組

んでいってはどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

- 健康福祉部長（田中 功） 目標を持って物事に取り組むというのは非常にインセンティブというか、やる気を出すという意味でも非常にいいことかと思しますので、教育委員会等々とも連携しながら、そういう考え方も含めて検討を進めていきたいと思えます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

- 7番（稲森稔尚） わかりました。それはどうぞよろしくお願ひしたいんですけども、県は郡部の生活困窮事業を所管しているだけではなく、やはり全県の市町も含めてリードしていかなければならない存在かなというふうに思っています。

そういう意味では、今回のやりとり聞いてまして、もう一步、気合を入れてもらわなあかんのかなというふうにも思えます。知事がリーダーシップを発揮して、障がい者雇用率を向上させたり、里親のことを周知させてきたり、ダイバーシティという新しいこれからの世界観を発信していくように、生活困窮は地域づくりであるということをもっと県民に、企業に発信をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

- 知事（鈴木英敬） 今日だけじゃないですけど、稲森議員は一貫して早く把握しよう、それから受け身じゃなくて能動的にいこう、それから輪をしっかりと広げていこうと、そういう柱で今回のこともおっしゃっていただいているというふうに思ってます。

そういう意味で、空気を変えていくというか、輪を広げていくためにも、私もしっかり頑張っていきたいと思えます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

- 7番（稲森稔尚） みんなで頑張っていきましょう。終わります。（拍手）

- 副議長（水谷 隆） 2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

- 2番（中瀬古初美） 新政みえ、松阪市選出、中瀬古初美でございます。

では、通告に従いまして質疑をさせていただきたく思っております。議案

第9号及び議案第80号に関する質疑、歯科保健対策の推進について質疑をさせていただきます。

まず議案第80号、第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定についてですが、まず現行のみえ歯と口腔の健康づくり基本計画につきまして、これは平成23年8月、歯科口腔保健の推進に関する法律や平成24年3月に制定されましたみえ歯と口腔の健康づくり条例、こちらが施行されて、これらの法律や条例の基本理念に基づき、三重県の基本的な歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。

現行計画の推進により、県民の皆さん自らが全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の関心と理解を深め、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに関するサービス等を受けることができる環境を整備されてきました。

現行計画をまず検証されて、そしてこれまでの施策の進捗状況や成果、課題等を踏まえ、第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画が策定されたわけですが、その目指すべき姿や考え方、そしてまた検証結果を反映されたポイントにつきましては、どのようなところにあるのでしょうか。

まず、そちらからお聞かせください。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画につきまして、これまでの取組の成果と課題についてお答えさせていただきます。

平成25年3月に策定されましたみえ歯と口腔の健康づくり基本計画、それ以降の取組の成果でございますが、まず歯科保健医療対策の体制整備という点で大きな成果があったと考えております。平成25年6月には、がん患者医科歯科連携協定を締結いたしまして、9月には三重県口腔保健支援センターを設置するなど、歯科保健医療対策を総合的に推進するための体制が整備されております。

さらに、平成27年度には、郡市歯科医師会ごとに地域口腔ケアステーションを設置し、地域における歯科保健医療対策の体制整備を図ってきたところでございます。このステーションが30年度からの地域包括ケアシステムの

歯科医療の観点からの拠点となるものでございます。

それから、取組の成果を評価するために設定いたしました指標から見ますと、現行計画、37項目、42の指標について設定しておりますが、20の指標で目標達成と、改善した指標が13、変化なしが2、実は悪化した指標も7ございまして、小学生、高校生の歯肉炎の割合や進行した歯周疾患を有する人の割合などは悪化したという状況になってございます。

なお、12歳児で虫歯のない者の割合につきましては、実は達成はしておりますが、全国平均がどんどん進捗しとる中で、全国平均64.5%に対しまして、本県58.8%ということになってございまして低くなってございます。これは全国39位というような状況になってございます。

そういう中で第2次計画では、特に医科歯科連携による疾病対策としまして、がん患者への口腔ケアに加えまして、糖尿病や脳卒中など、様々な疾患における医科歯科連携体制の充実について働きかけを強化していきたいと考えておりますし、また地域包括ケアシステムをさらに進めていく観点から、在宅歯科保健医療対策につきまして関係機関が連携し、他職種協働による医療介護を一体的に推進できるよう、地域口腔ケアステーションの機能充実など体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

今、聞かせていただきまして、そちらのほうから次の、先ほど御答弁いただきました中から議案第80号、第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づいて、その取組を着実に推進していくために、平成30年度の歯科保健対策の推進について事業予算が組まれているわけだと思えます。

そういう中で、平成29年度の7879万4000円という金額から約1000万円増額されて、8853万8000円というふうになっています。この中で、約1000万円の増額があるんですけれども、その中身がどのようなものであるのか、それからまた、口腔歯科保健に関する啓発、そしてこれまでなかなか進んでこ

なかったフッ化物洗口の普及拡大は進んでいくのか、そしてまた、歯周病と糖尿病は深いかわりもありますが、そして先ほど答弁にもありましたけれども、糖尿病発症予防対策事業も上がっております。そんな中で、医科歯科連携のことも先ほどがんの話もされておりますけれども、歯周病と糖尿病という意味ではすごく深いかわりがあります。そんな中で生活習慣病対策の推進に医科歯科連携というのがかかわって関係してくるのか、また地域口腔ケアステーションの機能充実、先ほども一部触れてみえましたが、どのようにして行っていられるのかということをお聞かせください。お願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 種々、御質問いただいておりますけれども、順番に御説明させていただきたいと思っております。

まず、フッ化物洗口の普及拡大についてでございますけれども、これにつきましては、平成28年度に県内の129施設で実施されておまして、参加人数は4752人と増加傾向でございます。

ただ、実施施設のほとんどが幼稚園、認定こども園、保育所となっております、小学校におけるフッ化物洗口の実施状況は、平成27年度に初めて熊野市の小学校2校で開始されて、その後、同市におきまして2校ずつ拡大してきておるといってございます。

さらに松阪市では平成30年度から、議員の地元でございますが、小学校6校におきましてフッ化物洗口が開始されることになっておまして、その後、35年度には、市内全36校の小学校での実施を目指す計画となっておりますのでございます。

今後、フッ化物洗口の普及が一層拡大するよう、県のモデル事業として取組を始めた施設への継続的な支援や、熊野市、松阪市などの先進事例を他市町に紹介するなど、引き続き教育委員会と連携して市町への働きかけを行っていきたくて考えております。

そうした取組を行うことを通じまして、先ほど申し上げた12歳児で虫歯のない者の割合につきましても、第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に

おきましては目標値を78.4%と、現在新潟県がトップでございますが、その率を目標に取り組むというふうな上方修正をしておるところでございます。

ちなみに、この新潟県につきましては、トップ78.4%でございますが、フッ化物洗口の割合が非常に高いところでございますし、一方、第2位の静岡県は73.3%でございますが、これも非常に高いと。第3位の岐阜県につきましては三重県と同じように低いんですが、しかし71.5%で第3位ということで高いということもございますので、他県の取組もベンチマーキングしながら取組を進めてまいりたいということで考えております。

それから、医科歯科連携につきましてでございますが、糖尿病と歯周病は相互に関係し、糖尿病の予防や治療のために歯周病の治療が有効であると言われておりますことから、早期からの医科歯科連携による治療が重要だと考えております。

このため、歯科医師会、それから医師会を含む関係機関が参加する医科歯科連携推進会議におきまして、かかりつけ医とかかりつけ歯科医との連携を推進する体制の整備について検討を行っていきたいと考えております。

また、糖尿病患者の定期的な歯科受診につなげるため、市町などの保険者と連携しまして、健診の結果から糖尿病の疑いのある人への受診勧奨を行い、歯科健診、歯科保健指導を実施する取組を進めることとしております。

それから、がん患者への口腔ケアでございますが、三重県がん診療連携協議会と三重県歯科医師会と本県の3者で平成25年6月に締結した、がん患者医科歯科連携協定でございますけれども、こういった取組を通じまして口腔ケアを実施している歯科医療機関は増加傾向でございます。

今後は、この三重県がん診療連携協議会の医科歯科連携部会での検討を中心に、がん患者の口腔ケアや口腔管理等を行うことができる人材育成を推進していきたいと考えております。

それから、新たな取組といたしまして、平成30年度には骨粗しょう症患者に対しましては薬剤投与、治療開始前に歯科治療が終えられるように、医科歯科連携のための診療情報提供書の作成を行っていきたいと考えております。

さらに、妊娠時におけます虫歯や歯周病の予防を啓発するための産婦人科等で配布しますリーフレットの作成も予定してございます。

それから、地域口腔ケアステーションの機能充実でございますけれども、地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会ごとにこの地域口腔ケアステーションを設置しておりますけれども、この地域口腔ケアステーションにつきましては、地域包括ケアシステムにおけるほかの医療介護関係者との連携の拠点になるという役割もございますので、一層、機能充実を進めてまいりたいということでございます。こうした地域口腔ケアステーションの役割を広く周知いたしますとともに、機能を充実するための取組をする必要があると考えておまして、各地域での取組をさらに推進するように、うまくいっているところ、例えば松阪市は非常にうまくいっているわけでございますけれども、そういったところを御紹介するのとあわせて、新たに歯科衛生士を地域の調整役であるサポートマネージャーとして配置する取組を促進して、機能強化に努めてまいりたいということでございます。

それから、この歯科医療に対する予算が増えているのは、この部分で増えておるといってございまして。

そういう形で、しっかりPDC Aサイクルを回しながら進行管理を行ってまいりたいということでございます。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番(中瀬古初美) ありがとうございます。細かく御答弁をいただいたと思います。

そんな中で、地域口腔ケアステーションの話をされまして、最後の松阪市はうまくいっているというところで、そういうような報告等していただくという取組がスタートされるという感じかなというふうに思ったんですけども、先ほど言われましたけれども、本当にまずこれまでの実働の実績をぜひ把握をしっかりしていただきたいと思います。効果というのを評価してこそ、やっぱり実績が上がってくると思いますし、それらが伴ってこそ計画

だというふうに思いますので、その点についてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほども検証された中で目標値の達成状況の中で医療対策局長、おっしゃいましたけれども、虫歯のほうにつきましてのことをる御説明等いただきました。そのときに、歯肉に炎症を有する児童の割合が非常に達成状況がよくないということになってまして、逆にこれ悪化という結果になっているんですけれども、この点については今後、どういうふうな計画というか、そのようなことを考えてみえますか。お願ひいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） この点については、この計画の検討部会におきましても随分議論になっているところでございますが、やはり家庭及び学校等における教育、これに対していかに効果的に取り組んだらいいのかというところで、関係者が議論しながら取り組んでいきたいということで、具体的な方策については、今後検討していきたいというふうに考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 歯肉のほうは歯周病に非常に近くなってきて、歯周病についてのその前の段階ですので、この歯肉炎というのをしっかりと計画、これから押さえたいっていただかないと歯周病、そして先ほど医療対策局長もおっしゃいましたけれども、これが糖尿病のほうにも関連してきますし、私、前に質問させていただいた妊婦の歯科健診にもかかわってきますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 32番 中嶋年規議員。

〔32番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○32番（中嶋年規） 自民党の中嶋でございます。今日は議案の質疑でございますので、議案の内容の確認にとどめさせていただく質疑とさせていただきますので、軽いタッチでいかせていただきたいと思います。

議案第32号、三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案について、

まずお尋ねをいたします。その中で今回、流域下水道事務所を統合して設置する内容についての確認をさせていただきます。

今回、この条例案に基づく流域下水道事務所の統合の案でございますけれども、平成5年度供用の雲出川左岸処理区と平成10年度供用の松阪処理区、平成30年度供用開始予定の志登茂川処理区を所管する県の津庁舎に設置しております中勢流域下水道事務所と、平成18年度供用の宮川処理区を所管する県の伊勢建設事務所に設置している宮川下水道室を統合して、新たに県の松阪庁舎に中南勢流域下水道事務所を設置するといった内容でございます。

この組織改正の背景と目的について、所管は総務部ではありますけれども、内容が県土整備部でございますので、平成30年度、公共事業予算101%を死守した水谷優兆県土整備部長のほうから御答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、お答えさせていただきます。

平成27年1月に、総務省は地方自治体に対して、所管する公営企業について、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うことを目的に、2020年度までに地方公営企業会計への移行に取り組むよう要請をしました。

この要請では、特に住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業について重点的に取り組むこととしております。

そこで三重県では、流域下水道事業について2020年度から地方公営企業会計を採用することとし、その準備を進めております。

地方公営企業会計の導入により、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を整備することによる経営状況の見える化、また民間企業の会計基準に近くなることによる経営意識の向上、そして施設、設備の資産価値を把握することによる適切な更新計画の策定など、一層経営の健全化を目指していきたいと考えております。

組織体制につきましては、現行のまま地方公営企業会計を導入すると、伊勢建設事務所内に、一般会計等のいわゆる官公庁会計と地方公営企業会計の

二つの会計が存在することになります。これでは、人件費や事務費等の会計区分が不明確となり、総務省からの要請の趣旨でもある財政マネジメントの向上の観点からも適切ではないと考えております。

このため、宮川下水道室と中勢流域下水道事務所を統合することといたしました。

なお、新たに松阪庁舎に設置する事務所においても、緊急時における対応などにおいて県の役割が十分、そして適切に果たせるように、これまでどおり市町との連携を十分にとりながら、流域下水道事業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） わかりました。公営企業会計の適用を受けるための前段階として平成30年度から一般会計とごっちゃになっている伊勢建設事務所の宮川下水道室を今回、中勢のほうと一緒にして、今後のわかりやすい見える化経営のための目的でやられるんだということを理解させていただきました。やっぱり受益と負担の関係も、下水道事業でございますので、その明確化も図れるという意味においては、方向性として間違いないことなんだろうなと理解するところでございます。

ちょっと議案の質疑から踏み出してしまうかもしれませんが、その公営企業会計を適用するとした場合、今のように下水道特別会計全体を一本で会計として貸借対照表やとつかられていくのか、ないしは今回、北勢と中南勢と二つの事務所に分かれるわけですけれども、その二つのそれぞれの会計区分でいくのか、ないしは一番細かくいけば六つの処理区があるわけですけれども、六つの処理区ごとの会計区分という考え方もあろうかと思うんですが、今後の方向性として、どのような会計区分で考えていただいているのか、お聞かせいただけませんか。

○県土整備部長（水谷優兆） 流域下水道事業では、各処理区ごとに維持管理負担金単価を算出する必要があります。このため、現在においても歳入歳出を処理区ごとに分けて経理を行っております。

地方公営企業法を適用後の会計基準では、地方公営企業を構成する一定の単位をセグメントとして、その営業収益などの情報を開示することが求められております。

これらのことから、地方公営企業法の適用後も、例えば、先ほど御紹介がりましたが、中南勢流域下水道事務所では、志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区、宮川処理区を、それぞれ区分して経理を行っていく予定でございます。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 承知いたしました。病院事業会計は、病院ごとに出していただいているわけですが、それと同じように受益と負担の関係が明確になるような会計セグメントをしていただけるということで理解したところでございます。

この項で最後なんですけれども、新たに設置されます中南勢流域下水道事務所、ここがこれから発注する工事に関してなんですけど、その工事の地域要件というのはどのように考えていらっしゃるのか、お考えをお示してください。

○県土整備部長（水谷優兆） 流域下水道事務所は、現在も複数の建設事務所管内を所管しております。そこで流域下水道事務所では工事を発注する際に、工事を実施する場所の建設事務所が用いている地域要件を準用して工事発注を行っております。

新たに設置する中南勢流域下水道事務所でも津、松阪、伊勢建設事務所の複数の建設事務所管内を所管します。新設する事務所においても、現在の流域下水道事務所と同様に、工事実施場所の建設事務所が用いている地域要件を準用したいと考えております。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） わかりました。今までと余り変わりがないということを確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、次に議案第64号に関する質疑をさせていただきたいと思っております。この議案第64号は包括外部監査契約についてであります。包括外部監査の

ことについてちょっとおさらいですけれども、これは平成10年10月1日に施行されました改正地方自治法に基づきまして、平成11年度から本県にも導入された制度でありまして、これを地方自治体の事務を真実性、適法性、有効性、効率性、経済性、これらの観点から公認会計士、弁護士、税理士など法で定めた外部専門家が契約に基づきチェックする仕組みであります。

我が県におきましては平成11年度の導入から平成29年度までの18年間、包括外部監査の契約先は公認会計士のみでありましたけれども、今回の議案では初めて弁護士との包括外部監査契約を目指す内容となっております。そのことで期待することなど考え方を総務部長からお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

○総務部長（嶋田宜浩） 先ほど御案内ありましたように、包括外部監査は、地方自治法の一部改正によりまして平成11年度から導入された制度で、本県においても同年度から実施しておるところであります。これまでは主に財務管理等の視点から民間企業等で監査経験が豊富な公認会計士と契約を結んできたところでもあります。

近年、行政ニーズがますます多様化、複雑化する中で、行政の適正な運営を確保するためには、財務管理の視点をはじめ、法的視点など幅広い視点から監査を実施する必要があるというふうに認識をしております。

こうした中で、議会からの御意見も踏まえまして、平成30年度の契約の相手方の選定に当たりましては、これまでの選定方法を見直しまして、候補者を公認会計士だけでなく、弁護士だとか税理士にまで広げてまいりました。

選考の結果、契約の相手方とさせていただいております早川弁護士に対しては、豊富な法律知識や法的思考力などを生かして、法令に基づいて適切に事務が執行されているかどうか、あるいはコンプライアンスの視点からの監査も期待していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） ありがとうございます。

これまでの公認会計士の皆さんの包括外部監査が不十分であったとは全く思ってはいないんですけれども、やはり違った角度から、先ほどおっしゃっていただいたコンプライアンスの点であったりとか、それから地方自治法の改正によって、いわゆるガバナンスのあり方がよりしっかりしていかなきゃいけないという方向で、監査委員制度の強化ということの改正内容もありますので、そういった意味では、時代の流れに乗った内容なんだということを確認をさせていただきました。ぜひその方向で進めていただければなと思うところでございます。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（水谷 隆） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 議案第27号に関する質問を行わせていただきます。日本共産党の岡野です。よろしくお願いたします。

これまで宿泊は旅館業法で、衛生や安全確保などの基準に適合し、許可されたものに限定していました。

しかし、2018年6月施行の住宅宿泊事業法、民泊新法ですけれども、これはこれまでの宿泊営業を規制緩和し、届出さえすれば、民泊の営業を認めることを基本原則としました。

日本共産党は、この民泊新法による住宅での宿泊業の解禁は、宿泊者、周辺住民などの安全性を脅かしかねないものであるとして、法案に反対しました。

健康福祉部では、今回の条例制定に向けて話を聞かれた懇話会の委員からも、旅館業などへの影響が深刻だとの声を聞いていただいたと思っております。

私は、安倍政権によるこの住宅宿泊事業法の本質は、空き家、空きマンション、空きアパートに目をつけた賃貸、不動産業界の営業や、海外資本、富裕層の投機の対象として大規模な規制緩和を行うことにあると思っております。

す。

そこで、全国の自治体では、生活環境の悪化に一定の歯どめをかけようと、条例制定を行っております。三重県でも同じように今回条例を制定しようとしているものだと認識をいたします。

そこでお聞きいたします。住宅宿泊事業法施行条例案では、制限する区域及び期間が決められておりますが、その内容について詳しく御説明ください。

また、条例策定に当たって三重県が留意されたことは何でしょうか。お答えください。

2点目としてやはり懸念されることは、県民の住環境への影響です。

特に分譲マンションの場合は、建物全体で民泊禁止とうたっていない場合は戸別に届出ができる。何も取り決めをしていない場合も禁止する意思がないと自治体が見なせば民泊はできるので、届出が受理された後で、このことを知った管理組合が規制をかけようとする、民泊を営む家主の権利侵害に当たるとみなされ、トラブルになりかねないということが心配されます。そのため、住民が話し合い、入居者のルールを定めた管理規約を改正して民泊の可否を明記すること。受け入れない場合は、3月15日までに規約を改正し民泊禁止を明記すれば、戸別の届出を防ぐことができるということで、今まさにその作業が行われているというふうに認識をしております。

賃貸マンションの場合は、オーナーの判断で民泊を行うことができますから、住民とのトラブルが避けられないような事例も出てくるのではないかとと思うんですが、集合住宅への対応についてどのようにされるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○健康福祉部長（田中 功） それでは、まず条例で制限する区域や期間などの内容、それから三重県として留意したこと、あと集合住宅における対応を続けて答弁させていただきます。

近年、訪日外国人旅行者が増加する中、民泊サービスが我が国においても急速に普及をしています。

一方で、騒音やごみ問題等民泊サービスに起因した近隣住民とのトラブル

が社会問題となっています。

こうした中、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国民経済の発展を目的とし、住宅宿泊事業を行おうとする方が届出した住宅において、年間180日以内で人を宿泊させることができることなどが定められました住宅宿泊事業法が昨年の6月16日に成立し、今年6月15日から施行され、事前の届出書の受付を3月15日から開始することになっております。

住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するために、合理的に必要と認められる限度において、条例で区域や期間を定めて事業の実施を制限できるとしています。

このことから県では、条例の検討を進めるため、学識経験者や自治会関係者等有識者で構成される懇話会から意見聞き取りを行うとともに、各市町に対し、説明会の開催やヒアリングの実施をはじめ、複数回にわたり意向確認を行うなど、丁寧に意見聞き取りを行ってまいりました。

また、広く県民の皆さんに対してパブリックコメントを実施し、意見を聞くなど、条例の検討を進める上で、市町等をはじめとする関係者の声を丁寧に聞き、地域の実情に応じた対応ができるよう留意してきたところでございます。

懇話会では、生活環境の悪化を防止するため、条例制定は必要との意見をいただく一方で、地域で課題となっている空き家対策など、まちづくりを進める上で、住宅宿泊事業は有効なツールであり、制限は少なくすべきとの意見や、ごみや騒音問題を考えるとより厳しい制限が必要との意見もありました。

また、市町からは、まちづくりや観光振興など、市町の実情に応じた条例となるようにしてほしいとの意見があった一方で、通年での事業実施の制限を行うべきとの意見もいただいたところです。

さらに、パブリックコメントにおいては、住宅宿泊事業を推進する立場から条例に基づく制限を行うべきではないとの意見もありましたが、懇話会や市町からいただいた意見を踏まえ、本県としては、法が目的とする住宅宿泊

事業の推進を図りつつも、生活環境の悪化を防止するために必要な範囲で制限を行うべきであると判断しました。

そして、まずは教育や保育を受ける環境を守るために必要であるとの点から、学校、保育所等の周辺地域について、また住宅の良好な環境を守るために必要であるとの点から住居専用地域について、それぞれにおける静穏な環境の維持を図ることを目的として、条例による制限を行いたいと考えています。

制限の具体的な内容につきましては、学校、保育所等の周辺地域については、小学校や中学校等の敷地の周囲110メートル以内の区域においては、授業日等を制限する期間とします。その結果、例えば小学校の周辺地域の場合、営業日数は110日程度、住居専用地域については、祝日を除く平日を制限する期間とし、営業日数は60日程度になると考えています。

次に、集合住宅における対応でございますけれども、住宅宿泊事業法施行規則では、賃貸住宅など自身が所有しない住宅などを使用して事業を行おうとする場合には、県に届出を行うに当たりまして、住宅の所有者等が住宅宿泊事業の用に供してもよいと承諾した旨の書類を添付することとされています。

届出があった際には、住宅の貸し主が承諾したものであるかどうかを適切に確認をしていきたいと考えております。

また、住宅宿泊事業が適切に実施されるためには、事業を実施する方が近隣住民等に対し事業を行う旨を説明し、理解を得ることも大切であると考えております。

そのため、県のホームページや現在作成を進めております三重県住宅宿泊事業の手引きなどを使い事業を実施する方に対しまして、近隣住民等への説明に努めるよう周知を図るとともに、届出時においても適宜指導をしていきたいと思っております。

また、今後は住宅宿泊事業が適切に運営されるよう市町等関係機関と連携を密にし、監視、指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 御説明いただきました。条例をつくるに当たりできるだけ丁寧というふうなお話もございましたけれども、非常に心配は残るわけでございます。

三重県で2回懇話会を開いて関係者の意見を聞かれております。その御意見で、これまで旅館業法の許可を取得し、農村体験民宿を運営してきた。移住されてきた人も体験民宿を経営し、子どもの農林漁業の体験にも役立っている。これまで旅館業法の厳しい規制の中で事業を行ってきた一方で、規制のかなり緩い民泊の新たな法律ができて困惑している。条例を制定することには理解を示すが、県の条例で制限できる内容は生活環境の悪化等に限られおり、旅館営業者が感じる民泊業者との不均衡を是正できるものではない。よって、既存の条例や運用方法を強化することで、その不均衡を是正できないかという方もおられました。

三重県では、旅館やホテルなどの利用率は高くないというふうにお聞きしております。民泊を使わなくても現状で十分だというふうに思うわけですが、活性化の意図とかいろいろなことがありまして、法律はできたわけでありまして。

三重県の条例は、従来の旅館業法のように規制を厳しく、住民や宿泊者の安全・安心を担保できるように最低限でもそのところにポイントを絞るべきではないかというふうに思うわけです。

兵庫県の条例は、学校や保育所など子育て施設や教育施設、住居専用地域での営業を全面禁止するほか、城崎温泉のような景観形成地区や温泉法で定められた国民保養温泉地やとか国立公園、県立自然公園などでも期間限定で営業を認めることや、民泊開設前には住民説明会を開いて周知を図ることや、ラブホテルとしての利用を避けるための設備の禁止などの条件が付されておるといふふうなことであります。

三重県の条例でも、住民への事前の説明会の義務づけ、火災や衛生基準の

強化など旅館業法とのバランスをとった順守義務を定めることが必要だというふうに思います。このことについてどのように担保をされて、住民の安全・安心を担保されようとしているのか、より詳しくお聞かせください。

○健康福祉部長（田中 功） 現在は旅館業法によりまして運用がされているわけでございますけれども、その旅館業法につきましても一部の違反があった場合の罰則の強化であるとか、今後、法の改正が予定されているところでございます。

それで、監視指導につきましては、現在、旅館業法に基づいてホテルや旅館等の監視指導を行っているところでございますけれども、それを参考に住宅宿泊事業法が適切に行われるよう、立入検査等も適宜実施をしていきたいと考えております。

また、近隣住民等から苦情があった場合については、県の関係機関や市町と連携してしっかりとした対応をしていきたいと考えております。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 三重県の条例でも第5条に、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうにあるわけですが、この規則の中に、そういった細かな規定、住民の安全・安心を担保するような規定は盛り込まれるというふうなことで考えてよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 条例以外に規則で、例えば今回、一律で住居専用地域であるとか学校の周辺については、110メートルの範囲内ですけれども、規制をかけているところでございますけれども、例えば地域づくりの観点から、ここだけは除外してほしいとか、そういうものにつきましては、今後規則の中で規定をしていきたいと考えております。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） そうすると、大枠としての具体的な規定であって、細かい安全・安心を担保するような規則ではないという認識でしょうか。もう一度確認をしておきたいと思います。

○健康福祉部長（田中 功） 今回の条例は、あくまでも住宅宿泊事業法によ

って、それが施行されるに当たりまして県民の安全・安心をしっかりと守っていくということで、この条例を提案しているところでございます。

その条例の中で、その考え方は読めるようにはなっておりますけれども、個々の細かい具体的なことにつきましては、規則に一部委ねることも考えているところでございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） もう時間が来てしまいましたけれども、特にマンションを貸すような場合なんかでも、管理者に対してしっかりと担保するようなものがなければ、非常に不安があると思います。規則の中で、このことについては、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で、議案第1号から議案第80号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第80号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
30	三重県部制条例の一部を改正する条例案

3 2	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
6 4	包括外部監査契約について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
5 0	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
6 3	主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案
7 4	損害賠償の額の決定及び和解について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
2 7	住宅宿泊事業法施行条例案
3 1	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案
4 8	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例案
4 9	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
5 9	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
6 2	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例案

80	第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
----	----------------------------

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
51	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
53	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
71	工事請負契約について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）
72	工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
73	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事）
75	損害賠償の額の決定及び和解について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
28	三重県いじめ防止条例案
55	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
58	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
61	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
76	損害賠償の額の決定及び和解について
77	損害賠償の額の決定及び和解について
78	損害賠償の額の決定及び和解について

79	損害賠償の額の決定及び和解について
----	-------------------

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）
2	平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）
3	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
4	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
5	平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
6	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
7	平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
8	平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
9	平成30年度三重県一般会計予算
10	平成30年度三重県県債管理特別会計予算
11	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
12	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
13	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
14	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
15	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
16	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

17	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
18	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
19	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
20	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算
21	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算
22	平成30年度三重県水道事業会計予算
23	平成30年度三重県工業用水道事業会計予算
24	平成30年度三重県電気事業会計予算
25	平成30年度三重県病院事業会計予算
26	三重県子ども基金条例案
29	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
34	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
35	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
36	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
37	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
38	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
39	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案

4 1	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 2	免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案
4 3	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 5	三重県県税条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
5 7	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
6 0	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
6 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について
6 7	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
6 8	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
6 9	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
7 0	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について

先議議案の審査期限

○副議長（水谷 隆） この際、お諮りいたします。議案第1号は先議いたしましたので、会議規則第36条第1項の規定により、2月27日までに審査を終え

るよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明27日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明27日は休会とすることに決定いたしました。

2月28日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時16分散会